

非銀行決済機関監督管理条例実施細則（中国人民銀行令〔2024〕第4号）（日本語訳）

出典：中国人民銀行ウェブサイト（条法司・部門規章）掲載「中国人民银行令〔2024〕第4号（非銀行支付机构監督管理条例實施細則）」（2024年7月9日公布・施行）

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/5414094/index.html>

原文の確認方法：上記ページをブラウザ（Chrome）で開き、本文テキストを取得して訳出した（2026年10月5日）。

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、「工作单位」に当たる「原任职单位」は「その前の勤務先」と訳した。

訳注：主な訳語について。「非銀行支付机构」は「非銀行決済機関」、「支付业务」は「支払業務」、「备付金」は「顧客準備金（備付金）」（利用者から受け入れた資金であって決済のために保管されるもの）、「储值账户运营」は「蓄積型口座運営」、「支付交易处理」は「支払取引処理」、「实际控制人」は「実際の支配者」（反マネーロンダリング法令上の「受益所有人」＝「実質的支配者」と区別するため）、「罰款」は「過料」と訳した。実施細則第75条第3項は、同細則中の「日」は営業日、「月」は暦月を指し、「以上」は本数又は本級を含むと定めている（条例自体にはこの定義規定はない。）。

訳注：現行性について。本条例及び実施細則は、2026年10月5日現在、いずれも改正されておらず現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」

（pkulaw.com）で表題検索し、条例が「现行有效 行政法规 国务院令 第768号 2023.12.09

公布 2024.05.01 施行」、実施細則が「现行有效 部门规章 中国人民银行令〔2024〕第 4 号 2024.07.09 公布 2024.07.09 施行」と表示され、いずれも改正版が登録されていないことを確認（2026 年 10 月 5 日）。同 DB が 2026 年の人民銀行の廃止公告を反映していることは別途確認済み。）。実施細則第 77 条により、「非金融机构支付服务管理办法」（中国人民银行令〔2010〕第 2 号）及び同実施細則（中国人民银行公告〔2010〕第 17 号）は廃止された。

公布文（公布令）

【原文】中国人民银行令〔2024〕第 4 号

【訳文】中国人民银行令〔2024〕第 4 号

【原文】《非银行支付机构监督管理条例实施细则》已经 2024 年 7 月 1 日中国人民银行第 5 次行务会议审议通过，现予发布，自发布之日起施行。

【訳文】《非銀行決済機関監督管理条例実施細則》は、2024 年 7 月 1 日中国人民銀行第 5 回行務会議で審議・可決されたので、ここに公布し、公布の日から施行する。

【原文】行 长 潘功胜

【訳文】行長 潘功勝

【原文】2024 年 7 月 9 日

【訳文】2024 年 7 月 9 日

【原文】非银行支付机构监督管理条例实施细则

【訳文】非銀行決済機関監督管理条例実施細則

第1章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】根据《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国电子商务法》、《中华人民共和国行政许可法》、《非银行支付机构监督管理条例》（以下简称《条例》）等法律、行政法规，制定本细则。

【訳文】《中華人民共和国中国人民銀行法》、《中華人民共和国電子商取引法》、《中華人民共和国行政許可法》、《非銀行決済機関監督管理条例》（以下「《条例》」という。）等の法律及び行政法規に基づき、この細則を制定する。

第二条

【原文】非银行支付机构应当遵循诚实信用、合法合规、安全高效原则开展业务，采取切实有效措施保障业务连续性、备付金安全和用户合法权益，不得以欺骗、隐瞒、非自有资金出资等不正当手段办理行政许可事项，严禁倒卖、出租、出借支付业务许可证。

【訳文】非銀行決済機関は、信義誠実、適法・コンプライアンス、安全・効率の原則に従って業務を行い、确实かつ有効な措置をとって業務の継続性、顧客準備金（備付金）の安全及び利用者の適法な権益を保障しなければならない。欺罔、隠蔽、自己資金以外の資金による出資等の不正な手段により行政許可事項を処理してはならない。支払業務許可証を転売し、賃貸し、又は貸与することを厳禁する。

第三条

【原文】《条例》所称中国人民银行的分支机构是指中国人民银行各省、自治区、直辖市以及计划单列市分行。中国人民银行的分支机构根据中国人民银行的授权和分工，依法对辖区内非银行支付机构及非银行支付机构分支机构实施监督管理，对本辖区非银行支付机构监管工作作出统一部署。

【訳文】《条例》にいう中国人民銀行の分支機構とは、中国人民銀行の各省、自治区、直轄市及び計画単列市分行をいう。中国人民銀行の分支機構は、中国人民銀行の授權及び分担に基づき、法に従って管轄区域内の非銀行決済機関及び非銀行決済機関の支店等に対して監督管理を実施し、当該管轄区域の非銀行決済機関の監督管理業務について統一的な配置を行う。

【原文】中国人民银行的分支机构之间应当加强监管协同和信息共享。

【訳文】中国人民銀行の分支機構の間においては、監督管理の協同及び情報共有を強化しなければならない。

第2章 設立、変更及び終了（第二章 設立、変更与终止）

第1節 設立（第一节 设立）

第四条

【原文】《条例》所称非银行支付机构的董事、监事和高级管理人员，应当符合下列条件：

【訳文】《条例》にいう非銀行決済機関の取締役、監査役及び高級管理職は、次に掲げる条件に適合しなければならない。

【原文】（一）熟悉与支付业务相关的制度文件。

【訳文】（1）支払業務に関連する制度文書に精通していること。

【原文】（二）具有履行职责所需的经营管理能力，包括具有担任拟任职务所需的独立性、良好的从业记录等。高级管理人员还应当具有大学本科以上学历，从事支付结算、金融、信息处理业务2年以上或者从事会计、经济、信息技术、法律工作3年以上。

【訳文】（2）職責の履行に必要な経営管理能力を有すること。これには、就任予定の職務を担うのに必要な独立性、良好な職務経歴等を有することを含む。高級管理職は、さらに、大学本科以上の学歴を有し、かつ、支払決済、金融若しくは情報処理の業務に2年以上従事し、又は会計、経済、情報技術若しくは法律の業務に3年以上従事していなければならない。

【原文】（三）最近3年诚信记录良好且无重大违法违规记录。

【訳文】（3）最近3年間の信用記録が良好であり、かつ、重大な法令違反の記録がないこと。

【原文】（四）不存在《中华人民共和国公司法》规定的不得担任公司董事、监事和高级管理人员的情形。

【訳文】（4）《中華人民共和國公司法》に定める会社の取締役、監査役及び高級管理職を担任してはならない事由が存在しないこと。

【原文】前款所称高级管理人员，包括总经理、副总经理、财务负责人、技术负责人、合规风控负责人或者实际履行上述职责的人员。非银行支付机构应当具有5名以上高级管理人员。

【訳文】前項にいう高級管理職には、総経理、副総経理、財務責任者、技術責任者、コンプライアンス・リスク管理責任者又は実際に上記の職責を履行する者を含む。非銀行決済機関は、5名以上の高級管理職を置かなければならない。

【原文】中国人民银行及其分支机构可以对非银行支付机构拟任的董事、监事和高级管理人员进行任职考察，考察方式包括但不限于向其原任职单位核实工作情况、通过谈话了解拟任人员的基本情况和业务素质、提示履职风险和需关注的重点问题等。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、非銀行決済機関が就任を予定する取締役、監査役及び高級管理職について就任審査（任職考察）を行うことができる。審査の方式には、その前の勤務先に対する職務状況の確認、面談を通じた就任予定者の基本的状況及び業務上の資質の把握、職務遂行上のリスク及び注意すべき重点問題の注意喚起等を含むが、これらに限らない。

第五条

【原文】非银行支付机构的董事、监事和高级管理人员就任时和在任期间应当始终符合本细则第四条要求。

【訳文】非銀行決済機関の取締役、監査役及び高級管理職は、就任時及び在任期間中、常にこの細則第4条の要求に適合していなければならない。

【原文】非银行支付机构董事、监事和高级管理人员在任期间出现不符合本细则第四条情形的，非银行支付机构应当停止其任职，并于10日内将相关情况报告住所所在地中国人民银行的分支机构。

【訳文】非銀行決済機関の取締役、監査役又は高級管理職について、在任期間中にこの細則第4条に適合しない事由が生じたときは、非銀行決済機関は、その職務を停止させ、かつ、10日以内に關係する状況を住所所在地の中国人民銀行の分支機構に報告しなければならない。

第六条

【原文】《条例》所称其他审慎性条件是指具有良好的资本实力、风险管理能力、业务合规能力等符合审慎经营规则的条件。

【訳文】《条例》にいうその他の健全性に関する条件（審慎性条件）とは、良好な資本力、リスク管理能力、業務コンプライアンス能力等の健全経営規則（審慎経営規則）に適合する条件を有することをいう。

【原文】《条例》施行前已按照有关规定设立的非银行支付机构还应当满足经营状况良好、支付业务许可证有效期内无重大违法违规记录、不存在无正当理由连续2年以上未开展支付业务的情况等条件。

【訳文】《条例》の施行前に關係規定に従って設立された非銀行決済機関は、さらに、経営状況が良好であること、支払業務許可証の有効期間内に重大な法令違反の記録がないこと、正当な理由なく連続2年以上支払業務を行っていない状況が存在しないこと等の条件を満たさなければならない。

【原文】中国人民银行及其分支机构为核实本条规定的审慎性条件，可以要求申请人提供有关说明材料。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、この条に定める健全性に関する条件を確認するため、申請者に対し關係する説明資料の提出を求めることができる。

第七条

【原文】本细则第六条所称重大违法违规记录是指从事犯罪活动，影响恶劣；或者存在《条例》第五十一条第一项、第五项情形；或者存在《条例》第五十条任一情形和第五十一条除第一项、第五项之外的情形，并且具有下列情节之一的：

【訳文】この細則第6条にいう重大な法令違反の記録とは、犯罪活動に従事し、その影響が悪質であるもの、《条例》第51条第1号若しくは第5号の事由があるもの、又は《条例》第50条のいずれかの事由若しくは第51条の第1号及び第5号以外の事由があり、かつ、次に掲げる情状のいずれかを有するものをいう。

【原文】（一）司法机关认定主动为非法活动提供支付服务，拒不整改或者性质恶劣。

【訳文】（1）司法機関により、違法活動に対し自ら進んで支払サービスを提供したと認定され、是正を拒み、又はその性質が悪質であること。

【原文】（二）伪造系统数据或者提供虚假材料等，导致监管工作无法正常开展。

【訳文】（2）システムデータを偽造し、又は虚偽の資料を提供する等により、監督管理業務を正常に行うことができなくなったこと。

【原文】（三）情节恶劣，造成严重后果或者社会影响。

【訳文】（3）情状が悪質であり、重大な結果又は社会的影響をもたらしたこと。

【原文】对非银行支付机构在《条例》施行前存在的重大违法违规记录的认定，参照上述规定执行。

【訳文】非銀行決済機関が《条例》の施行前に有していた重大な法令違反の記録の認定については、上記の規定を参照して執行する。

第八条

【原文】根据《条例》第八条，非银行支付机构注册资本最低限额在人民币1亿元基础上，按下列规则附加提高：

【訳文】《条例》第 8 条に基づき、非銀行決済機関の登録資本の最低限度額は、人民元 1 億元を基礎として、次に掲げる規則に従い上乗せする。

【原文】（一）仅从事本细则第五十五条规定的储值账户运营 I 类业务的，注册资本最低限额附加值为人民币 1 亿元。

【訳文】（1）この細則第 55 条に定める蓄積型口座運営（储值账户运营）I 類業務のみに従事する場合は、登録資本の最低限度額の上乗せ額は、人民元 1 億元とする。

【原文】（二）仅在住所所在省、自治区、直辖市从事本细则第五十五条规定的储值账户运营 II 类业务的，注册资本最低限额无需附加。经营地域范围在其住所所在地以外每增加 1 个省、自治区、直辖市的，注册资本最低限额附加值增加人民币 500 万元。经营地域范围超过 20 个省、自治区、直辖市的，注册资本最低限额附加值为人民币 1 亿元。但是，仅从事储值账户运营 II 类（仅限于线上实名支付账户充值）或者储值账户运营 II 类（仅限于经营地域范围预付卡受理）的，注册资本最低限额无需附加。

【訳文】（2）住所所在の省、自治区又は直轄市においてのみこの細則第 55 条に定める蓄積型口座運営 II 類業務に従事する場合は、登録資本の最低限度額の上乗せを要しない。経営地域範囲がその住所所在地以外に 1 の省、自治区又は直轄市を増すごとに、登録資本の最低限度額の上乗せ額を人民元 500 万元増加する。経営地域範囲が 20 の省、自治区又は直轄市を超える場合は、登録資本の最低限度額の上乗せ額は、人民元 1 億元とする。ただし、蓄積型口座運営 II 類（オンライン実名支払口座へのチャージに限る。）又は蓄積型口座運営 II 類（経営地域範囲内のプリペイドカードの受理に限る。）のみに従事する場合は、登録資本の最低限度額の上乗せを要しない。

【原文】（三）仅在住所所在省、自治区、直辖市从事本细则第五十五条规定的支付交易处理 I 类业务的，注册资本最低限额无需附加。经营地域范围在其住所所在地以外每增加 1 个省、自治区、直辖市的，注册资本最低限额附加值增加人民币 500 万元。经营地域范围超过 20 个省、自治区、直辖市的，注册资本最低限额附加值为人民币 1 亿元。

【訳文】（3）住所所在の省、自治区又は直轄市においてのみこの細則第 55 条に定める支払取引処理 I 類業務に従事する場合は、登録資本の最低限度額の上乗せを要しない。経営地域範囲がその住所所在地以外に 1 の省、自治区又は直轄市を増すごとに、登録資本の最低限度額の上乗せ額を人民元 500 万元増加する。経営地域範囲が 20 の省、自治区又は直轄市を超える場合は、登録資本の最低限度額の上乗せ額は、人民元 1 億元とする。

【原文】（四）仅从事本细则第五十五条规定的支付交易处理Ⅱ类业务的，注册资本最低限额无需附加。

【訳文】（4）この細則第 55 条に定める支払取引処理Ⅱ類業務のみに従事する場合は、登録資本の最低限度額の上乗せを要しない。

【原文】同时从事上述两种以上业务类型的，注册资本最低限额附加值根据业务类型和经营地域范围，按照本条第一款第一项至第四项规定加总计算。

【訳文】上記の 2 以上の業務類型に同時に従事する場合は、登録資本の最低限度額の上乗せ額は、業務類型及び経営地域範囲に応じて、この条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に従い合算して計算する。

第九条

【原文】申请设立非银行支付机构的，申请人应当向住所所在地中国人民银行分支机构申请，并提交下列材料：

【訳文】非銀行決済機関の設立を申請する場合は、申請者は、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に申請し、かつ、次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】（一）书面申请，载明申请人拟设立非银行支付机构的名称、住所、注册资本、拟申请支付业务类型、经营地域范围等。

【訳文】（1）書面の申請。申請者が設立を予定する非銀行決済機関の名称、住所、登録資本、申請予定の支払業務の類型、経営地域範囲等を記載する。

【原文】（二）公司章程草案。

【訳文】（2）会社定款の草案。

【原文】（三）验资证明或者公司资本情况材料。

【訳文】（3）資本検証証明（验资証明）又は会社の資本状況に関する資料。

【原文】（四）主要股东、实际控制人材料。

【訳文】（4）主要株主及び実際の支配者に関する資料。

【原文】（五）拟任董事、监事和高级管理人员材料。

【訳文】（5）就任予定の取締役、監査役及び高級管理職に関する資料。

【原文】（六）拟设立非银行支付机构的组织机构设置方案、内部控制制度、风险管理制度、退出预案以及用户合法权益保障机制材料。

【訳文】（6）設立予定の非銀行決済機関の組織機構設置案、内部統制制度、リスク管理制度、退出計画（退出预案）並びに利用者の適法な権益の保障の仕組みに関する資料。

【原文】（七）支付业务发展规划和可行性研究报告。

【訳文】（7）支払業務発展計画及び実行可能性調査報告書（可行性研究報告）。

【原文】（八）反洗钱和反恐怖融资措施材料。

【訳文】（8）反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の措置に関する資料。

【原文】（九）支付业务设施材料。

【訳文】（9）支払業務施設に関する資料。

【原文】（十）有符合规定的经营场所材料。

【訳文】（10）規定に適合する経営場所を有することに関する資料。

【原文】（十一）申请材料真实性声明。

【訳文】（11）申請資料の真実性に関する声明。

第十条

【原文】本细则第九条所称主要股东材料包括：

【訳文】この細則第9条にいう主要株主に関する資料には、次に掲げるものを含む。

【原文】（一）申请人股东关联关系说明材料，以及股权结构和控制框架图。

【訳文】（1）申請者の株主の関連関係の説明資料、並びに持分構造及び支配の枠組みの図。

【原文】（二）营业执照（副本）复印件，或者有效身份证件复印件、个人简历。

【訳文】（2）営業許可証（副本）の複写物、又は有効な身分証明書の複写物及び個人の経歴書。

【原文】（三）财务状况和出资情况说明材料，含出资方资金来源说明，以及最近2年经会计师事务所审计的财务会计报告或者个人财务状况说明。

【訳文】（3）財務状況及び出資状況の説明資料。出資者の資金の出所の説明、及び最近2年間の会計師事務所の監査を経た財務会計報告又は個人の財務状況の説明を含む。

【原文】（四）无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】（4）重大な法令違反・規定違反がないことに関する資料。最近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約、及び重大な法令違反・規定違反の嫌疑により調査を受けており、又は是正期間中にあるものではないことを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】（五）诚信记录良好材料，含企业或者个人征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】（5）信用記録が良好であることに関する資料。企業又は個人の信用調査報告（征信報告）、及び信用記録が良好であることを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】（六）股权稳定性和补充资本承诺书，含主要股东3年内不再变更的承诺，以及非银行支付机构发生风险事件影响其正常运营、损害用户合法权益时，主要股东补充资本的承诺。

【訳文】（6）持分の安定性及び資本補充に関する誓約書。主要株主が3年以内に変更しない旨の誓約、並びに非銀行決済機関においてその正常な運営に影響し、又は利用者の適法な権益を損なうリスク事象が発生したときに主要株主が資本を補充する旨の誓約を含む。

【原文】主要股东为金融机构的，还应当提供金融业务许可证复印件、准予投资申请人的批复文件或者其他相关材料。

【訳文】主要株主が金融機関である場合は、さらに、金融業務許可証の複写物、申請者への投資を認める承認文書その他の関係資料を提出しなければならない。

第十一条

【原文】本细则第九条所称实际控制人材料包括：

【訳文】この細則第9条にいう実際の支配者に関する資料には、次に掲げるものを含む。

【原文】（一）申请人实际控制权和控制关系说明材料。

【訳文】（1）申請者の実際の支配権及び支配関係の説明資料。

【原文】（二）营业执照（副本）复印件，或者有效身份证件复印件、个人简历。

【訳文】（2）営業許可証（副本）の複写物、又は有効な身分証明書の複写物及び個人の経歴書。

【原文】（三）财务状况和出资情况说明材料，含出资方资金来源说明，以及最近2年经会计师事务所审计的财务会计报告或者个人财务状况说明。

【訳文】（3）財務状況及び出資状況の説明資料。出資者の資金の出所の説明、及び最近2年間の会計師事務所の監査を経た財務会計報告又は個人の財務状況の説明を含む。

【原文】（四）无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】（4）重大な法令違反・規定違反がないことに関する資料。最近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約、及び重大な法令違反・規定違反の嫌疑により調査を受けており、又は是正期間中にあるものではないことを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】（五）诚信记录良好材料，含企业或者个人征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】（5）信用記録が良好であることに関する資料。企業又は個人の信用調査報告（征信報告）、及び信用記録が良好であることを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】（六）股权稳定性承诺书，含实际控制人3年内不再变更的承诺。

【訳文】（6）持分の安定性に関する誓約書。実際の支配者が3年以内に変更しない旨の誓約を含む。

【原文】实际控制人为自然人的，还应当提交其实际控制的公司最近2年经营情况说明材料、最近2年经会计师事务所审计的财务会计报告或者其他相关材料。

【訳文】 実際の支配者が自然人である場合は、さらに、その実際に支配する会社の最近 2 年間の経営状況の説明資料、最近 2 年間の会計師事務所の監査を経た財務会計報告その他の関係資料を提出しなければならない。

【原文】 前款所称实际控制的公司，指本条第一款第一项规定的申请人实际控制权和控制关系说明材料中，实际控制人控制的、除非银行支付机构之外财务状况良好的公司。

【訳文】 前項にいう実際に支配する会社とは、この条第 1 項第 1 号に定める申請者の実際の支配権及び支配関係の説明資料において、実際の支配者が支配する会社のうち、非銀行決済機関以外の財務状況が良好な会社をいう。

第十二条

【原文】 本细则第九条所称董事、监事和高级管理人员材料包括：

【訳文】 この細則第 9 条にいう取締役、監査役及び高級管理職に関する資料には、次に掲げるものを含む。

【原文】 （一）有效身份证件复印件。

【訳文】 （1）有効な身分証明書の複写物。

【原文】 （二）个人简历和相关说明材料。

【訳文】 （2）個人の経歴書及び関係する説明資料。

【原文】 （三）高级管理人员学历证书复印件。

【訳文】 （3）高級管理職の学歴証書の複写物。

【原文】 （四）无重大违法违规材料，含最近 3 年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】（4）重大な法令違反・規定違反がないことに関する資料。最近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約、及び重大な法令違反・規定違反の嫌疑により調査を受けており、又は是正期間中にあるものではないことを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】（五）诚信记录良好材料，含个人征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】（5）信用記録が良好であることに関する資料。個人の信用調査報告（征信報告）、及び信用記録が良好であることを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】（六）个人承诺书，含对本人（及配偶）是否有大额负债进行说明，并就本人诚信和公正履职、履行反洗钱和反恐怖融资义务等进行承诺。如涉及兼职的，还需提交兼职情况说明和“确保有足够时间和精力有效履行相应职责”的承诺。

【訳文】（6）個人の誓約書。本人（及び配偶者）の多額の負債の有無について説明を行い、かつ、本人の誠実信用及び公正な職務遂行、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の義務の履行等について誓約するものとする。兼職に関わる場合は、さらに、兼職状況の説明及び「相応の職責を有効に履行するための十分な時間及び精力を確保する」旨の誓約を提出しなければならない。

第十三条

【原文】本细则第九条所称拟设立非银行支付机构的组织机构设置方案应当包含公司治理结构，董事、监事、管理层、各职能部门设置，岗位设置和职责等情况。

【訳文】この細則第9条にいう設立予定の非銀行決済機関の組織機構設置案には、会社のガバナンス構造、取締役、監査役、経営層及び各職能部門の設置、職位の設置及び職責等の状況を含めなければならない。

【原文】内部控制制度是指为合理保证拟设立非银行支付机构经营管理合法合规、资产安全、财务报告和相关信息真实完整而制定的相关制度。

【訳文】内部統制制度とは、設立予定の非銀行決済機関の経営管理の適法性及びコンプライアンス、資産の安全、並びに財務報告及び関係情報の真実性及び完全性を合理的に保証するために制定する関係制度をいう。

【原文】风险管理制度应当包含拟设立非银行支付机构经营过程中的风险分析、风险识别、风险处置等内容。

【訳文】リスク管理制度には、設立予定の非銀行決済機関の経営過程におけるリスク分析、リスク識別、リスク処置等の内容を含めなければならない。

第十四条

【原文】本细则第九条所称支付业务发展规划和可行性研究报告应当包括下列内容：

【訳文】この細則第9条にいう支払業務発展計画及び実行可能性調査報告書には、次に掲げる内容を含めなければならない。

【原文】（一）拟从事支付业务的市场前景分析。

【訳文】（1）従事予定の支払業務の市場見通しの分析。

【原文】（二）拟从事支付业务的处理流程，载明从用户发起支付业务到完成用户委托支付业务各环节的业务内容以及相关资金流转情况。

【訳文】（2）従事予定の支払業務の処理フロー。利用者が支払業務を開始してから利用者の委託した支払業務が完了するまでの各段階の業務内容及び関係する資金の流れの状況を記載する。

【原文】（三）拟从事支付业务的风险分析和措施，并对支付业务各环节分别进行说明。

【訳文】（3）従事予定の支払業務のリスク分析及び管理措置。支払業務の各段階についてそれぞれ説明を行う。

【原文】（四）拟从事支付业务的成本和经济效益分析。

【訳文】（4）従事予定の支払業務のコスト及び経済的効果の分析。

【原文】拟申请不同类型支付业务的，应当按照支付业务类型分别提供前款规定内容。

【訳文】異なる種類の支払業務を申請する予定の場合は、支払業務の種類ごとに、前項に定める内容をそれぞれ提出しなければならない。

第十五条

【原文】本细则第九条所称反洗钱和反恐怖融资措施材料应当包括下列内容：

【訳文】この細則第9条にいう反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の措置に関する資料には、次に掲げる内容を含めなければならない。

【原文】（一）反洗钱内部控制制度文件，载明反洗钱合规管理框架、客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存措施、大额和可疑交易报告措施、反洗钱审计和培训措施、协助反洗钱调查的内部程序、反洗钱工作保密措施。

【訳文】（1）反マネーロンダリング内部統制制度の文書。反マネーロンダリング・コンプライアンス管理の枠組み、顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存の措置、大口取引及び疑わしい取引の報告の措置、反マネーロンダリングの監査及び研修の措置、反マネーロンダリング調査に協力するための内部手続並びに反マネーロンダリング業務の秘密保持措置を記載する。

【原文】（二）反洗钱岗位设置和职责说明，载明负责反洗钱工作的内设机构、反洗钱高级管理人员和专职反洗钱工作人员及其联系方式。

【訳文】（2）反マネーロンダリングの職位の設置及び職責の説明。反マネーロンダリング業務を担当する内部機構、反マネーロンダリング担当の高級管理職及び反マネーロンダリング業務の専任職員並びにその連絡先を記載する。

【原文】（三）开展大额和可疑交易监测的技术条件说明。

【訳文】（3）大口取引及び疑わしい取引の監視を行うための技術的条件の説明。

【原文】（四）洗钱风险自评估制度，《条例》施行前已按照有关规定设立的非银行支付机构还应当提交已完成的洗钱风险自评估报告。

【訳文】（4）マネーロンダリングリスク自己評価制度。《条例》の施行前に関係規定に従って設立された非銀行決済機関は、さらに、完了したマネーロンダリングリスク自己評価報告書を提出しなければならない。

第十六条

【原文】本细则第九条所称支付业务设施材料应当包括下列内容：

【訳文】この細則第9条にいう支払業務施設に関する資料には、次に掲げる内容を含めなければならない。

【原文】（一）支付业务设施机房部署情况。非银行支付机构生产中心机房原则上应当与非银行支付机构主要经营场所所在地位于同一省、自治区、直辖市。

【訳文】（1）支払業務施設のサーバールーム（機房）の配置状況。非銀行決済機関の本番センター（生産中心）のサーバールームは、原則として、非銀行決済機関の主たる経営場所の所在地と同一の省、自治区又は直轄市に所在しなければならない。

【原文】（二）支付业务设施符合中国人民银行规定的业务规范、技术标准和安全要求说明材料。

【訳文】（2）支払業務施設が中国人民銀行の定める業務規範、技術標準及び安全要求に適合することの説明資料。

【原文】未按照中国人民银行规定的业务规范、技术标准和安全要求提供说明材料的，或者说明材料的程序、方法存在重大缺陷的，中国人民银行及其分支机构可以要求申请人重新提交说明材料。

【訳文】中国人民銀行の定める業務規範、技術標準及び安全要求に従って説明資料を提出しない場合、又は説明資料の手順若しくは方法に重大な欠陥がある場合は、中国人民銀行及びその分支機構は、申請者に対し説明資料の再提出を求めることができる。

第十七条

【原文】本细则第九条所称有符合规定的经营场所材料应当包括住所所有权或者使用权的说明材料，以及经营场所安全的相关材料。

【訳文】この細則第9条にいう規定に適合する経営場所を有することに関する資料には、住所の所有権又は使用权の説明資料、及び経営場所の安全に関する資料を含めなければならない。

第十八条

【原文】申请人申请设立非银行支付机构，应当向住所所在地中国人民银行的分支机构提交申请材料。中国人民银行的分支机构依法受理符合要求的申请，自受理申请之日起初步审查，并将申请材料和初步审查意见报送中国人民银行。中国人民银行自中国人民银行的分支机构受理申请之日起6个月内作出批准或者不予批准的决定。

【訳文】申請者が非銀行決済機関の設立を申請するときは、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に申請資料を提出しなければならない。中国人民銀行の分支機構は、要求に適合する申請を法に従って受理し、申請の受理の日から初步的審査を行い、申請資料及び初步的審査の意見を中国人民銀行に送付する。中国人民銀行は、中国人民銀行の分支機構が申請を受理した日から6か月以内に、承認又は不承認の決定を行う。

第十九条

【原文】申请人应当自收到受理通知之日起10日内，向住所所在地中国人民银行的分支机构提交公告材料，由中国人民银行的分支机构在其网站上连续公告下列事项20日：

【訳文】申請者は、受理通知を受領した日から10日以内に、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に公告資料を提出しなければならない、中国人民銀行の分支機構が、そのウェブサイト上で次に掲げる事項を連続して20日間公告する。

【原文】（一）拟设立非银行支付机构的注册资本和股权结构。

【訳文】（1）設立予定の非銀行決済機関の登録資本及び持分構造。

【原文】（二）主要股东名单和持股比例。

【訳文】（2）主要株主の名簿及び持株比率。

【原文】（三）实际控制人名单。

【訳文】（3）実際の支配者の名簿。

【原文】（四）拟申请的支付业务类型。

【訳文】（4）申請予定の支払業務の類型。

【原文】（五）拟设立非银行支付机构的经营场所。

【訳文】（5）設立予定の非銀行決済機関の経営場所。

【原文】（六）支付业务设施符合中国人民银行规定的业务规范、技术标准和安全要求说明材料。

【訳文】（6）支払業務施設が中国人民銀行の定める業務規範、技術標準及び安全要求に適合することの説明資料。

【原文】公告期间，对于社会公众反映的申请人涉嫌提供虚假材料，申请人、主要股东和实际控制人涉嫌违法违规等情形，中国人民银行的分支机构应当进行核查，核查时间不计入审查时限。

【訳文】公告期間中に、社会公衆から、申請者が虚偽の資料を提供した疑い、申請者、主要株主及び実際の支配者に法令違反・規定違反の疑いがある等の事情が指摘されたときは、中国人民銀行の分支機構は、調査・確認を行わなければならない。調査・確認の期間は、審査期限に算入しない。

第二十条

【原文】 申请人应当自领取营业执照之日起6个月内开业，并向住所所在地中国人民银行的分支机构报告。申请人自领取营业执照之日起超过6个月未开业的，应当向住所所在地中国人民银行的分支机构报告，说明正当理由和有关情况。

【訳文】 申請者は、営業許可証を受領した日から6か月以内に開業し、かつ、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に報告しなければならない。申請者が営業許可証を受領した日から6か月を超えて開業しないときは、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に報告し、正当な理由及び関係する状況を説明しなければならない。

第2節 变更（第二节 变更）

第二十一条

【原文】 《条例》规定的非银行支付机构变更事项包括：

【訳文】 《条例》に定める非銀行決済機関の变更事項には、次に掲げるものを含む。

【原文】 （一）变更主要股东或者实际控制人。

【訳文】 （1）主要株主又は実際の支配者の変更。

【原文】 （二）合并或者分立。

【訳文】 （2）合併又は分割。

【原文】 （三）跨省、自治区、直辖市变更住所。

【訳文】 （3）省、自治区又は直轄市をまたぐ住所の変更。

【原文】 （四）变更业务类型或者经营地域范围。

【訳文】 （4）業務類型又は経営地域範囲の変更。

【原文】（五）变更董事、监事或者高级管理人员。

【訳文】（5）取締役、監査役又は高級管理職の変更。

【原文】（六）变更名称或者注册资本。

【訳文】（6）名称又は登録資本の変更。

【原文】非银行支付机构因办理上述变更事项涉及全部支付业务终止的，应当按照本章第三节有关规定办理。

【訳文】非銀行決済機関が上記の変更事項を処理することにより全部の支払業務の終了に関わる場合は、この章第3節の関係規定に従って処理しなければならない。

第二十二條

【原文】非银行支付机构拟变更本细则第二十一条第一款第一项至第四项事项，以及系统重要性非银行支付机构拟变更本细则第二十一条第一款第五项事项的，应当向中国人民银行的分支机构提交申请，由中国人民银行的分支机构受理、初步审查后报中国人民银行审查、决定。

【訳文】非銀行決済機関がこの細則第21条第1項第1号から第4号までの事項を変更しようとする場合、及びシステム上重要な非銀行決済機関がこの細則第21条第1項第5号の事項を変更しようとする場合は、中国人民銀行の分支機構に申請を提出しなければならない、中国人民銀行の分支機構が受理し、初歩的審査を行った後、中国人民銀行に送付して、中国人民銀行が審査し、決定する。

【原文】非银行支付机构拟变更本细则第二十一条第一款第六项事项，以及非系统重要性非银行支付机构拟变更本细则第二十一条第一款第五项事项的，应当向中国人民银行的分支机构提交申请，由中国人民银行的分支机构受理、审查、决定。

【訳文】非銀行決済機関がこの細則第21条第1項第6号の事項を変更しようとする場合、及びシステム上重要でない非銀行決済機関がこの細則第21条第1項第5号の事項を変更しようとする場合は、中国人民銀行の分支機構に申請を提出しなければならない、中国人民銀行の分支機構が受理し、審査し、決定する。

【原文】非银行支付机构办理本细则第二十一条第一款第一项至第六项事项的，经中国人民银行及其分支机构批准后，依法向市场监督管理部门办理登记手续。

【訳文】非銀行決済機関は、この細則第21条第1項第1号から第6号までの事項を処理する場合は、中国人民銀行及びその分支機構の承認を経た後、法に従って市場監督管理部門において登記手続を行う。

第二十三条

【原文】非银行支付机构经查实存在违规经营、规避监管、未按要求落实整改意见，或者因涉嫌违法违规被调查、侦查且尚未结案等其他影响非银行支付机构稳健运行情形的，非银行支付机构应当审慎提交变更申请，依法做好整改，配合调查、侦查直至有关情形消失。

【訳文】非銀行決済機関について、規定に違反した経営、監督管理の回避若しくは要求どおりの是正意見の未実施が調査により事実と確認された場合、又は法令違反・規定違反の嫌疑により調査若しくは捜査を受け、かつ、未だ結案していない場合等の、非銀行決済機関の安定的な運営に影響するその他の事情がある場合は、非銀行決済機関は、変更申請を慎重に提出し、法に従って是正を適切に行い、関係する事情が消滅するまで調査及び捜査に協力しなければならない。

【原文】非银行支付机构如需改变中国人民银行的分支机构已受理的变更申请，应当撤回原申请后按本细则要求重新提交变更申请。

【訳文】非銀行決済機関は、中国人民銀行の分支機構が既に受理した変更申請を改める必要があるときは、元の申請を撤回した後、この細則の要求に従って改めて変更申請を提出しなければならない。

第二十四条

【原文】非银行支付机构变更主要股东包括下列情形：

【訳文】非銀行決済機関の主要株主の変更には、次に掲げる場合を含む。

【原文】（一）新增主要股东。

【訳文】（1）主要株主を新たに加えること。

【原文】（二）现有主要股东增加或者减少股权比例。

【訳文】（2）既存の主要株主が持分比率を増加させ、又は減少させること。

第二十五条

【原文】非银行支付机构申请变更主要股东或者实际控制人的，应当符合下列条件：

【訳文】非銀行決済機関が主要株主又は実際の支配者の変更を申請する場合は、次に掲げる条件に適合しなければならない。

【原文】（一）现有主要股东或者实际控制人持股或者实际控制已满3年。现有主要股东改变股权比例且未导致主要股东身份和实际控制人变更，现有主要股东或者实际控制人死亡、丧失完全民事行为能力、执行法院判决、风险处置或者中国人民银行基于审慎监管原则同意再次变更等情形除外。

【訳文】（1）既存の主要株主又は実際の支配者による持株又は実際の支配が満3年に達していること。ただし、既存の主要株主が持分比率を変更し、かつ、主要株主としての地位及び実際の支配者の変更をもたらさない場合、既存の主要株主若しくは実際の支配者が死亡し、若しくは完全な民事行為能力を喪失した場合、裁判所の判決を執行する場合、リスク処置の場合又は中国人民銀行が健全性監督（審慎監管）の原則に基づき再度の変更に同意した場合等は、この限りでない。

【原文】（二）拟变更后的主要股东或者实际控制人应当符合《条例》及本细则有关规定。拟变更后的主要股东或者实际控制人为公司的，还应当具有稳定的盈利来源或者较好的可持续发展能力。

【訳文】（2）変更後の予定の主要株主又は実際の支配者が《条例》及びこの細則の関係規定に適合すること。変更後の予定の主要株主又は実際の支配者が会社である場合は、さらに、安定した収益源又は比較的良好な持続的発展能力を有していなければならない。

【原文】（三）最近3年无重大违法违规记录。

【訳文】（3）最近3年間に重大な法令違反の記録がないこと。

【原文】（四）诚信记录良好。

【訳文】（4）信用記録が良好であること。

【原文】（五）备付金管理机制健全有效。

【訳文】（5）顧客準備金の管理の仕組みが健全かつ有効であること。

第二十六条

【原文】非银行支付机构申请变更主要股东或者实际控制人的，应当向住所所在地中国人民银行的分支机构提交下列材料：

【訳文】非銀行決済機関が主要株主又は実際の支配者の変更を申請する場合は、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】（一）书面申请，载明申请人基本情况、变更原因、变更方案、变更前后主要股东或者实际控制人情况等。

【訳文】（1）書面の申請。申請者の基本的状況、変更の理由、変更案、変更前後の主要株主又は実際の支配者の状況等を記載する。

【原文】（二）申请人材料，包括：

【訳文】（2）申請者に関する資料。次に掲げるものを含む。

【原文】1.营业执照（副本）复印件和支付业务许可证复印件。

【訳文】1.営業許可証（副本）の複写物及び支払業務許可証の複写物。

【原文】2.无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】2.重大な法令違反・規定違反がないことに関する資料。最近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約、及び重大な法令違反・規定違反の嫌疑により調査を受けており、又は是正期間中にあるものではないことを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】3.诚信记录良好材料，含企业征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】3.信用記録が良好であることに関する資料。企業の信用調査報告（征信報告）、及び信用記録が良好であることを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】4.备付金安全承诺。

【訳文】4.顧客準備金の安全に関する誓約。

【原文】5.公司合规经营情况说明，含最近3年经营情况、被投诉举报情况、受到行政处罚或者被采取监管措施情况，以及上述相关问题的整改情况。

【訳文】5.会社のコンプライアンス経営状況の説明。最近3年間の経営状況、苦情・通報を受けた状況、行政処罰を受け、又は監督管理措置をとられた状況、及び上記の関係する問題の是正状況を含む。

【原文】6.申请人为国有企业、国有控股企业或者上市企业，变更涉及国有资产转让或者上市公司资产交易依法应当取得相关监管部门批准或者备案的，应当提供批准或者备案文件。

【訳文】6.申請者が国有企業、国有支配企業又は上場企業であり、変更が国有資産の譲渡又は上場会社の資産取引に関わり、法に従って関係する監督管理部門の承認を取得し、又は届出をしなければならない場合は、承認又は届出の文書を提出しなければならない。

【原文】（三）股东会或者其他有权决定机构同意申请人变更的决议文件。

【訳文】（3）株主会その他の決定権を有する機関が申請者の変更に同意した決議文書。

【原文】（四）拟变更后的主要股东或者实际控制人材料，参照本细则第十条、第十一条规定提供。

【訳文】（4）変更後の予定の主要株主又は実際の支配者に関する資料。この細則第10条及び第11条の規定を参照して提出する。

【原文】（五）出资或者股权转让协议复印件、价格合理性说明和第三方出具的资产评估报告等相关材料。

【訳文】（5）出資契約又は持分譲渡契約の複写物、価格の合理性の説明及び第三者が作成した資産評価報告書等の関係資料。

【原文】（六）申请材料真实性声明。

【訳文】（6）申請資料の真実性に関する声明。

第二十七条

【原文】《条例》所称合并是指一家非银行支付机构吸收其他非银行支付机构，合并后只有一家非银行支付机构持有支付业务许可证，其他非银行支付机构解散的行为。合并主体可以获取多家被合并主体全部或者部分业务类型和经营地域范围。

【訳文】《条例》にいう合併とは、1の非銀行決済機関が他の非銀行決済機関を吸収し、合併後は1の非銀行決済機関のみが支払業務許可証を保有し、その他の非銀行決済機関が解散する行為をいう。合併主体は、複数の被合併主体の全部又は一部の業務類型及び経営地域範囲を取得することができる。

【原文】非银行支付机构申请合并的，应当由拟合并主体向其住所所在地中国人民银行分支机构提交合并申请。

【訳文】非銀行決済機関が合併を申請する場合は、合併主体が、その住所所在地の中国人民銀行の分支機構に合併の申請を提出しなければならない。

【原文】非银行支付机构拟跨省、自治区、直辖市进行合并的，拟合并主体住所所在地中国人民银行分支机构应当征求拟被合并主体住所所在地中国人民银行的分支机构意见，拟被合并主体住所所在地中国人民银行的分支机构应当自收到征求意见函起10日内，向拟合并主体住所所在地中国人民银行的分支机构出具审查意见，审查意见包括但不限于拟被合并主体备付金安全情况和合规经营情况等。

【訳文】非銀行決済機関が省、自治区又は直轄市をまたいで合併を行おうとする場合は、合併主体の住所所在地の中国人民銀行の分支機構は、被合併主体の住所所在地の中国人民銀行の分支機構の意見を求めなければならない。被合併主体の住所所在地の中国人民銀行の分支機構は、意見照会書を受領した日から10日以内に、合併主体の住所所在地の中国人民銀行の分支機構に審査意見を提出しなければならない。審査意見には、被合併主体の顧客準備金の安全状況及びコンプライアンス経営状況等を含むが、これらに限らない。

第二十八条

【原文】《条例》所称分立是指一家非银行支付机构将部分资产和负债分离转让给其他一家或者多家企业，分立后仅有一家法人主体持有支付业务许可证的行为。

【訳文】《条例》にいう分割とは、1の非銀行決済機関が一部の資産及び負債を分離して他の1又は複数の企業に譲渡し、分割後は1の法人主体のみが支払業務許可証を保有する行為をいう。

【原文】非银行支付机构申请分立的，应当由原非银行支付机构向拟持证主体住所所在地中国人民银行的分支机构提交分立申请。

【訳文】非銀行決済機関が分割を申請する場合は、元の非銀行決済機関が、許可証保有予定主体の住所所在地の中国人民銀行の分支機構に分割の申請を提出しなければならない。

【原文】非银行支付机构拟跨省、自治区、直辖市进行分立的，拟持证主体住所所在地中国人民银行的分支机构应当征求原非银行支付机构住所所在地中国人民银行的分支机构意见，原非银行支付机构住所所在地中国人民银行的分支机构应当自收到征求意见函起10日内，向拟持证主体住所所在地中国人民银行的分支机构出具审查意见，审查意见包括但不限于原非银行支付机构备付金安全情况和合规经营情况等。

【訳文】非銀行決済機関が省、自治区又は直轄市をまたいで分割を行おうとする場合は、許可証保有予定主体の住所所在地の中国人民銀行の分支機構は、元の非銀行決済機関の住所所

在地の中国人民銀行の分支機構の意見を求めなければならない、元の非銀行決済機関の住所所在地の中国人民銀行の分支機構は、意見照会書を受領した日から10日以内に、許可証保有予定主体の住所所在地の中国人民銀行の分支機構に審査意見を提出しなければならない。審査意見には、元の非銀行決済機関の顧客準備金の安全状況及びコンプライアンス経営状況等を含むが、これらに限らない。

第二十九条

【原文】非银行支付机构申请合并或者分立的，应当符合下列条件：

【訳文】非銀行決済機関が合併又は分割を申請する場合は、次に掲げる条件に適合しなければならない。

【原文】（一）拟合并主体或者拟持证主体符合《条例》及本细则有关规定。

【訳文】（1）合併主体又は許可証保有予定主体が《条例》及びこの細則の関係規定に適合すること。

【原文】（二）合并或者分立后股权结构稳定，承诺3年内不再变更主要股东或者实际控制人。主要股东改变股权比例且未导致主要股东身份和实际控制人变更，主要股东或者实际控制人死亡、丧失完全民事行为能力或者存在其他无法继续履行职责，执行法院判决、风险处置或者中国人民银行基于审慎监管原则同意再次变更等情形除外。

【訳文】（2）合併又は分割後の持分構造が安定しており、3年以内に主要株主又は実際の支配者を変更しない旨を誓約すること。ただし、主要株主が持分比率を変更し、かつ、主要株主としての地位及び実際の支配者の変更をもたらさない場合、主要株主若しくは実際の支配者が死亡し、完全な民事行為能力を喪失し、若しくはその他職責を引き続き履行することができない事情がある場合、裁判所の判決を執行する場合、リスク処置の場合又は中国人民銀行が健全性監督の原則に基づき再度の変更に同意した場合等は、この限りでない。

【原文】（三）具有保障用户合法权益、支付业务连续性的方案和措施。

【訳文】（3）利用者の適法な権益及び支払業務の継続性を保障する方案及び措置を有すること。

【原文】（四）最近3年无重大违法违规记录。

【訳文】（4）最近3年間に重大な法令違反の記録がないこと。

【原文】（五）诚信记录良好。

【訳文】（5）信用記録が良好であること。

【原文】（六）备付金管理机制健全有效。

【訳文】（6）顧客準備金の管理の仕組みが健全かつ有効であること。

第三十条

【原文】非银行支付机构申请合并的，应当由拟合并主体向住所所在地中国人民银行的分支机构提交下列材料：

【訳文】非銀行決済機関が合併を申請する場合は、合併主体が、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】（一）书面申请，载明拟合并主体和拟被合并主体的基本情况、变更原因、变更方案等。

【訳文】（1）書面の申請。合併主体及び被合併主体の基本的状況、変更の理由、変更案等を記載する。

【原文】（二）拟合并主体和拟被合并主体材料，包括：

【訳文】（2）合併主体及び被合併主体に関する資料。次に掲げるものを含む。

【原文】1.营业执照（副本）复印件和支付业务许可证复印件。

【訳文】 1.営業許可証（副本）の複写物及び支払業務許可証の複写物。

【原文】 2.无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】 2.重大な法令違反・規定違反がないことに関する資料。最近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約、及び重大な法令違反・規定違反の嫌疑により調査を受けており、又は是正期間中にあるものではないことを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】 3.诚信记录良好材料，含企业征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的材料。

【訳文】 3.信用記録が良好であることに関する資料。企業の信用調査報告（征信報告）、及び信用記録が良好であることを説明することができるその他の資料を含む。

【原文】 4.备付金安全承诺。

【訳文】 4.顧客準備金の安全に関する誓約。

【原文】 5.公司合规经营情况说明，含最近3年经营情况、被投诉举报情况、受到行政处罚或者被采取监管措施情况，以及上述相关问题的整改情况。

【訳文】 5.会社のコンプライアンス経営状況の説明。最近3年間の経営状況、苦情・通報を受けた状況、行政処罰を受け、又は監督管理措置をとられた状況、及び上記の関係する問題の是正状況を含む。

【原文】 6.拟合并主体或者拟被合并主体为国有企业、国有控股企业或者上市企业，变更涉及国有资产转让或者上市公司资产交易依法应当取得相关监管部门批准或者备案的，应当提供批准或者备案文件。

【訳文】 6.合併主体又は被合併主体が国有企業、国有支配企業又は上場企業であり、変更が国有資産の譲渡又は上場会社の資産取引に関わり、法に従って関係する監督管理部門の承認を取得し、又は届出をしなければならない場合は、承認又は届出の文書を提出しなければならない。

【原文】（三）拟合并主体和拟被合并主体股东会或者其他有权决定机构同意拟变更的决议文件。

【訳文】（3）合併主体及び被合併主体の株主会その他の決定権を有する機関が予定の変更に同意した決議文書。

【原文】（四）合并方案和公告，包括业务承接方案和时间安排，用户权益保障、风险控制和舆情应对方案，合并公告样式以及其他需要说明的事项。

【訳文】（4）合併案及び公告。業務承継案及びスケジュール、利用者の権益保障、リスク管理及び世論対応の方案、合併公告の様式並びにその他説明を要する事項を含む。

【原文】（五）拟合并主体资质合规情况材料，包括拟合并主体在注册资本，董事、监事和高级管理人员，主要股东和实际控制人，公司治理结构、内部控制和风险管理制度，经营场所、安全保障措施，以及业务系统、设施和技术等方面符合《条例》及本细则有关规定的材料。

【訳文】（5）合併主体の資格のコンプライアンス状況に関する資料。合併主体が、登録資本、取締役、監査役及び高級管理職、主要株主及び実際の支配者、会社のガバナンス構造、内部統制及びリスク管理制度、経営場所、安全保障措置、並びに業務システム、施設及び技術等の面において《条例》及びこの細則の関係規定に適合することに関する資料を含む。

【原文】（六）出资方资金来源说明。

【訳文】（6）出資者の資金の出所の説明。

【原文】（七）拟合并主体主要股东与拟被合并主体主要股东之间的关联关系说明，以及拟合并主体各股东之间的关联关系说明。

【訳文】（7）合併主体の主要株主と被合併主体の主要株主との間の関連関係の説明、及び合併主体の各株主間の関連関係の説明。

【原文】（八）合并协议复印件、价格合理性说明和第三方出具的资产评估报告等。

【訳文】（8）合併契約の複写物、価格の合理性の説明及び第三者が作成した資産評価報告書等。

【原文】（九）拟被合并主体支付业务终止方案。

【訳文】（9）被合并主体の支払業務終了案。

【原文】（十）股权稳定性承诺书。

【訳文】（10）持分の安定性に関する誓約書。

【原文】（十一）申请材料真实性声明。

【訳文】（11）申請資料の真実性に関する声明。

第三十一条

【原文】非银行支付机构申请分立的，应当向拟持证主体住所所在地中国人民银行分支机构提交下列材料：

【訳文】非銀行決済機関が分割を申請する場合は、許可証保有予定主体の住所所在地の中国人民银行の分支機構に次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】（一）书面申请，载明申请人基本情况、变更原因、变更方案等。

【訳文】（1）書面の申請。申請者の基本的状況、変更の理由、変更案等を記載する。

【原文】（二）申请人相关材料，包括：

【訳文】（2）申請者の関係資料。次に掲げるものを含む。

【原文】1.营业执照（副本）复印件和支付业务许可证复印件。

【訳文】 1.営業許可証（副本）の複写物及び支払業務許可証の複写物。

【原文】 2.无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】 2.重大な法令違反・規定違反がないことに関する資料。最近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約、及び重大な法令違反・規定違反の嫌疑により調査を受けており、又は是正期間中にあるものではないことを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】 3.诚信记录良好材料，含企业征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】 3.信用記録が良好であることに関する資料。企業の信用調査報告（征信報告）、及び信用記録が良好であることを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】 4.备付金安全承诺。

【訳文】 4.顧客準備金の安全に関する誓約。

【原文】 5.公司合规经营情况说明，含最近3年经营情况、被投诉举报情况、受到行政处罚或者被采取监管措施情况，以及上述相关问题的整改情况。

【訳文】 5.会社のコンプライアンス経営状況の説明。最近3年間の経営状況、苦情・通報を受けた状況、行政処罰を受け、又は監督管理措置をとられた状況、及び上記の関係する問題の是正状況を含む。

【原文】 6.申请人为国有企业、国有控股企业或者上市企业，变更涉及国有资产转让或者上市公司资产交易依法应当取得相关监管部门批准或者备案的，应当提供批准或者备案文件。

【訳文】 6.申請者が国有企業、国有支配企業又は上場企業であり、変更が国有資産の譲渡又は上場会社の資産取引に関わり、法に従って関係する監督管理部門の承認を取得し、又は届出をしなければならない場合は、承認又は届出の文書を提出しなければならない。

【原文】（三）股东会或者其他有权决定机构同意申请人拟变更的决议文件。

【訳文】（3）株主会その他の決定権を有する機関が申請者の予定の変更に同意した決議文書。

【原文】（四）分立方案和公告，包括拟持证主体业务承接方案和时间安排，用户权益保障、风险控制和舆情应对方案，分立公告样式以及其他需要说明的事项。

【訳文】（4）分割案及び公告。許可証保有予定主体の業務承継案及びスケジュール、利用者の権益保障、リスク管理及び世論対応の方案、分割公告の様式並びにその他説明を要する事項を含む。

【原文】（五）拟持证主体资质合规情况材料，包括拟持证主体在注册资本，董事、监事和高级管理人员，主要股东和实际控制人，公司治理结构、内部控制和 risk 管理制度，经营场所、安全保障措施，以及业务系统、设施和技术等方面符合《条例》及本细则有关规定的材料。

【訳文】（5）許可証保有予定主体の資格のコンプライアンス状況に関する資料。許可証保有予定主体が、登録資本、取締役、監査役及び高級管理職、主要株主及び実際の支配者、会社のガバナンス構造、内部統制及びリスク管理制度、経営場所、安全保障措置、並びに業務システム、施設及び技術等の面において《条例》及びこの細則の関係規定に適合することに関する資料を含む。

【原文】（六）拟持证主体各股东之间的关联关系说明。

【訳文】（6）許可証保有予定主体の各株主間の関連関係の説明。

【原文】（七）分立协议复印件，财产、债务分割安排合理性说明和第三方出具的资产评估报告等。

【訳文】（7）分割契約の複写物、財産及び債務の分割の取決めの合理性の説明、並びに第三者が作成した資産評価報告書等。

【原文】（八）股权稳定性承诺书。

【訳文】（8）持分の安定性に関する誓約書。

【原文】（九）申请材料真实性声明。

【訳文】（9）申請資料の真実性に関する声明。

第三十二条

【原文】非银行支付机构申请跨省、自治区、直辖市变更住所的，应当向拟变更后住所所在地中国人民银行分支机构提交申请。拟变更后住所所在地中国人民银行的分支机构应当征求原住所所在地中国人民银行的分支机构意见，原住所所在地中国人民银行的分支机构应当自收到征求意见函起10日内，向拟变更后住所所在地中国人民银行的分支机构出具审查意见，审查意见包括但不限于非银行支付机构备付金安全情况和合规经营情况等。

【訳文】非銀行決済機関が省、自治区又は直轄市をまたぐ住所の変更を申請する場合は、変更後の予定の住所所在地の中国人民銀行の分支機構に申請を提出しなければならない。変更後の予定の住所所在地の中国人民銀行の分支機構は、元の住所所在地の中国人民銀行の分支機構の意見を求めなければならない。元の住所所在地の中国人民銀行の分支機構は、意見照会書を受領した日から10日以内に、変更後の予定の住所所在地の中国人民銀行の分支機構に審査意見を提出しなければならない。審査意見には、非銀行決済機関の顧客準備金の安全状況及びコンプライアンス経営状況等を含むが、これらに限らない。

第三十三条

【原文】非银行支付机构申请跨省、自治区、直辖市变更住所的，应当符合下列条件：

【訳文】非銀行決済機関が省、自治区又は直轄市をまたぐ住所の変更を申請する場合は、次に掲げる条件に適合しなければならない。

【原文】（一）拟变更后的支付业务设施和住所符合《条例》及本细则有关规定。

【訳文】（1）変更後の予定の支払業務施設及び住所が《条例》及びこの細則の関係規定に適合すること。

【原文】（二）非银行支付机构经核准的经营地域范围覆盖变更后的住所所在地。

【訳文】（2）非銀行決済機関の承認を受けた経営地域範囲が変更後の住所所在地を含むこと。

【原文】（三）最近3年无重大违法违规记录。

【訳文】（3）最近3年間に重大な法令違反の記録がないこと。

【原文】（四）诚信记录良好。

【訳文】（4）信用記録が良好であること。

【原文】（五）备付金管理机制健全有效。

【訳文】（5）顧客準備金の管理の仕組みが健全かつ有効であること。

第三十四条

【原文】非银行支付机构申请跨省、自治区、直辖市变更住所的，应当向拟变更后住所所在地中国人民银行的分支机构提交下列材料：

【訳文】非銀行決済機関が省、自治区又は直轄市をまたぐ住所の変更を申請する場合は、変更後の予定の住所所在地の中国人民銀行の分支機構に次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】（一）书面申请，载明申请人基本情况、主要股东和实际控制人情况、变更原因、变更方案等。

【訳文】（1）書面の申請。申請者の基本的状況、主要株主及び実際の支配者の状況、変更の理由、変更案等を記載する。

【原文】（二）申请人相关材料，包括：

【訳文】（2）申請者の関係資料。次に掲げるものを含む。

【原文】1.营业执照（副本）复印件和支付业务许可证复印件。

【訳文】1.営業許可証（副本）の複写物及び支払業務許可証の複写物。

【原文】2.无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】2.重大な法令違反・規定違反がないことに関する資料。最近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約、及び重大な法令違反・規定違反の嫌疑により調査を受けており、又は是正期間中にあるものではないことを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】3.诚信记录良好材料，含企业征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】3.信用記録が良好であることに関する資料。企業の信用調査報告（征信報告）、及び信用記録が良好であることを説明することができるその他の関係資料を含む。

【原文】4.备付金安全承诺。

【訳文】4.顧客準備金の安全に関する誓約。

【原文】5.公司合规经营情况说明，含最近3年经营情况、被投诉举报情况、受到行政处罚或者被采取监管措施情况，以及上述相关问题的整改情况。

【訳文】5.会社のコンプライアンス経営状況の説明。最近3年間の経営状況、苦情・通報を受けた状況、行政処罰を受け、又は監督管理措置をとられた状況、及び上記の関係する問題の是正状況を含む。

【原文】（三）股东会或者其他有权决定机构同意申请人拟变更的决议文件。

【訳文】（3）株主会その他の決定権を有する機関が申請者の予定の変更に同意した決議文書。

【原文】（四）拟变更后的支付业务设施和住所合规情况材料，参照本细则第十六条、第十七条规定提供。

【訳文】（4）変更後の予定の支払業務施設及び住所のコンプライアンス状況に関する資料。この細則第16条及び第17条の規定を参照して提出する。

【原文】（五）申请材料真实性声明。

【訳文】（5）申請資料の真実性に関する声明。

第三十五条

【原文】非银行支付机构申请变更业务类型或者经营地域范围的，应当向住所所在地中国人民银行分支行机构提交申请。

【訳文】非銀行決済機関が業務類型又は経営地域範囲の変更を申請する場合は、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に申請を提出しなければならない。

【原文】非银行支付机构拟新增业务类型或者扩大经营地域范围的，应当参照本章第一节有关规定办理。

【訳文】非銀行決済機関が業務類型を新たに加え、又は経営地域範囲を拡大しようとする場合は、この章第1節の関係規定を参照して処理しなければならない。

【原文】非银行支付机构拟缩小经营地域范围的，其住所所在地中国人民银行的分支机构应当征求拟不再展业地中国人民银行的分支机构意见，拟不再展业地中国人民银行的分支机构应当自收到征求意见函起10日内，向非银行支付机构住所所在地中国人民银行的分支机构出具审查意见，审查意见包括但不限于非银行支付机构备付金安全和合规经营情况等。

【訳文】非銀行決済機関が経営地域範囲を縮小しようとする場合は、その住所所在地の中国人民銀行の分支機構は、業務を行わなくなる予定の地の中国人民銀行の分支機構の意見を求

めなければならず、業務を行わなくなる予定の地の中国人民銀行の分支機構は、意見照会書を受領した日から10日以内に、非銀行決済機関の住所所在地の中国人民銀行の分支機構に審査意見を提出しなければならない。審査意見には、非銀行決済機関の顧客準備金の安全及びコンプライアンス経営の状況等を含むが、これらに限らない。

第三十六条

【原文】非银行支付机构申请缩减业务类型或者缩小经营地域范围的，应当符合下列条件：

【訳文】非銀行決済機関が業務類型の縮減又は経営地域範囲の縮小を申請するときは、次に掲げる条件に適合しなければならない。

【原文】（一）具有保障用户合法权益、支付业务连续性的方案和措施。

【訳文】（1）利用者の合法的權益及び支払業務の継続性を保障する方案及び措置を有すること。

【原文】（二）最近3年无重大违法违规记录。

【訳文】（2）直近3年間に重大な法令違反の記録がないこと。

【原文】（三）诚信记录良好。

【訳文】（3）信用記録が良好であること。

【原文】（四）备付金管理机制健全有效。

【訳文】（4）顧客準備金の管理の仕組みが健全かつ有効であること。

第三十七条

【原文】非银行支付机构申请缩减业务类型或者缩小经营地域范围的，应当向住所所在地中国人民银行分支机构提交下列材料：

【訳文】 非銀行決済機関が業務類型の縮減又は経営地域範囲の縮小を申請するときは、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】 （一）书面申请，载明申请人基本情况、变更原因、变更方案等。

【訳文】 （1）書面による申請。申請者の基本状況、変更の理由、変更方案等を記載したもの。

【原文】 （二）申请人相关材料，包括：

【訳文】 （2）申請者の関連資料。次に掲げるものを含む。

【原文】 1.营业执照（副本）复印件和支付业务许可证复印件。

【訳文】 1.営業許可証（副本）の写し及び支払業務許可証の写し。

【原文】 2.无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】 2.重大な法令違反がないことに関する資料。直近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約書のほか、重大な法令違反の嫌疑により現に調査を受けておらず、又は是正期間中でないことを説明することができるその他の関連資料を含む。

【原文】 3.诚信记录良好材料，含企业征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】 3.信用記録が良好であることに関する資料。企業信用報告書（企業征信報告）のほか、信用記録が良好であることを説明することができるその他の関連資料を含む。

【原文】 4.备付金安全承诺。

【訳文】 4.顧客準備金の安全に関する誓約書。

【原文】 5.公司合规经营情况说明，含最近3年经营情况、被投诉举报情况、受到行政处罚或者被采取监管措施情况，以及上述相关问题的整改情况。

【訳文】 5.会社のコンプライアンス経営状況の説明書。直近3年間の経営状況、苦情・通報を受けた状況、行政処罰を受け、又は監督管理措置を講じられた状況及び前記の関連問題の是正状況を含む。

【原文】 （三）股东会或者其他有权决定机构同意申请人拟变更的决议文件。

【訳文】 （3）株主会その他の決定権限を有する機関が申請者の予定する変更に同意した旨の決議文書。

【原文】 （四）调整方案和公告，包括业务调整方案和时间安排、用户权益保障、风险控制和舆情应对方案、支付业务信息处理方案、调整公告样式和其他需要说明的事项。

【訳文】 （4）調整方案及び公告。業務調整方案及びスケジュール、利用者の権益保障、リスク管理及び世論対応の方案、支払業務情報の処理方案、調整公告の様式その他説明を要する事項を含む。

【原文】 （五）涉及业务承接的，应当提交各有关方签订的承接协议复印件，支付业务信息移交协议或者用户身份资料和交易记录移交协议复印件，与承接方的关联关系说明等。若承接方为非银行支付机构的，承接方应当提交承接后备付金安全承诺。

【訳文】 （5）業務の承継を伴うときは、各関係者が締結した承継契約の写し、支払業務情報の移管契約又は利用者の身元資料及び取引記録の移管契約の写し、承継者との関連関係の説明等を提出しなければならない。承継者が非銀行決済機関であるときは、承継者は、承継後の顧客準備金の安全に関する誓約書を提出しなければならない。

【原文】 （六）申请材料真实性声明。

【訳文】 （6）申請資料の真実性に関する声明書。

第三十八条

【原文】非银行支付机构申请变更董事、监事或者高级管理人员的，应当符合下列条件：

【訳文】非銀行決済機関が取締役、監査役又は高級管理職の変更を申請するときは、次に掲げる条件に適合しなければならない。

【原文】（一）拟变更后的董事、监事或者高级管理人员符合《条例》及本细则有关规定。

【訳文】（1）変更後の予定の取締役、監査役又は高級管理職が《条例》及びこの細則の関係規定に適合すること。

【原文】（二）最近3年无重大违法违规记录，中国人民银行及其分支机构根据审慎监管原则，责令非银行支付机构调整董事、监事或者高级管理人员的除外。

【訳文】（2）直近3年間に重大な法令違反の記録がないこと。ただし、中国人民銀行及びその分支機構が健全性監督管理の原則に基づき、非銀行決済機関に取締役、監査役又は高級管理職の交代を命じたときは、この限りでない。

【原文】（三）诚信记录良好。

【訳文】（3）信用記録が良好であること。

【原文】（四）备付金管理机制健全有效。

【訳文】（4）顧客準備金の管理の仕組みが健全かつ有効であること。

【原文】已经中国人民银行及其分支机构批准的非银行支付机构董事、监事在同一非银行支付机构内调任其他董事、监事职位的，或者高级管理人员在同一非银行支付机构内调任其他高级管理人员职位的，非银行支付机构无需提交变更申请，但应当于变更完成后10日内向住所所在地中国人民银行的分支机构报告调任情况。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構の承認を受けた非銀行決済機関の取締役若しくは監査役が同一の非銀行決済機関内において他の取締役若しくは監査役の職位に異動する場合又は高級管理職が同一の非銀行決済機関内において他の高級管理職の職位に異動する場合に

は、非銀行決済機関は、変更の申請を提出することを要しない。ただし、変更完了後10日以内に住所所在地の中国人民銀行の分支機構に異動の状況を報告しなければならない。

第三十九条

【原文】非银行支付机构申请变更董事、监事或者高级管理人员的，应当向住所所在地中国人民银行分支行提交下列材料：

【訳文】非銀行決済機関が取締役、監査役又は高級管理職の変更を申請するときは、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】（一）书面申请，载明申请人基本情况、变更原因、变更前后人员情况等。

【訳文】（1）書面による申請。申請者の基本状況、変更の理由、変更前後の人員の状況等を記載したもの。

【原文】（二）申请人相关材料，包括：

【訳文】（2）申請者の関連資料。次に掲げるものを含む。

【原文】1.营业执照（副本）复印件和支付业务许可证复印件。

【訳文】1.営業許可証（副本）の写し及び支払業務許可証の写し。

【原文】2.无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】2.重大な法令違反がないことに関する資料。直近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約書のほか、重大な法令違反の嫌疑により現に調査を受けておらず、又は是正期間中でないことを説明することができるその他の関連資料を含む。

【原文】3.诚信记录良好材料，含企业征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】 3.信用記録が良好であることに関する資料。企業信用報告書（企業征信報告）のほか、信用記録が良好であることを説明することができるその他の関連資料を含む。

【原文】 4.备付金安全承诺。

【訳文】 4.顧客準備金の安全に関する誓約書。

【原文】 5.公司合规经营情况说明，含最近3年经营情况、被投诉举报情况、受到行政处罚或者被采取监管措施情况，以及上述相关问题的整改情况。

【訳文】 5.会社のコンプライアンス経営状況の説明書。直近3年間の経営状況、苦情・通報を受けた状況、行政処罰を受け、又は監督管理措置を講じられた状況及び前記の関連問題の是正状況を含む。

【原文】 （三）股东会或者其他有权决定机构同意申请人拟变更的决议文件。

【訳文】 （3）株主会その他の決定権限を有する機関が申請者の予定する変更に同意した旨の決議文書。

【原文】 （四）拟变更后的董事、监事或者高级管理人员资质合规情况材料，参照本细则第十二条规定提供。

【訳文】 （4）変更後の予定の取締役、監査役又は高級管理職の資格要件適合状況に関する資料。この細則第12条の規定を参照して提供する。

【原文】 （五）申请材料真实性声明。

【訳文】 （5）申請資料の真実性に関する声明書。

第四十条

【原文】 非银行支付机构申请变更名称的，应当符合下列条件：

【訳文】 非銀行決済機関が名称の変更を申請するときは、次に掲げる条件に適合しなければならない。

【原文】 （一）拟変更後の名称符合《条例》有关规定。

【訳文】 （1）変更後の予定の名称が《条例》の関係規定に適合すること。

【原文】 （二）最近3年无重大违法违规记录。

【訳文】 （2）直近3年間に重大な法令違反の記録がないこと。

【原文】 （三）诚信记录良好。

【訳文】 （3）信用記録が良好であること。

【原文】 （四）备付金管理机制健全有效。

【訳文】 （4）顧客準備金の管理の仕組みが健全かつ有効であること。

第四十一条

【原文】 非银行支付机构申请变更名称的，应当向住所所在地中国人民银行分支机构提交下列材料：

【訳文】 非銀行決済機関が名称の変更を申請するときは、住所所在地の中国人民銀行の分支机构に次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】 （一）书面申请，载明申请人基本情况、变更原因、拟变更的名称等。

【訳文】 （1）書面による申請。申請者の基本状況、変更の理由、変更予定の名称等を記載したもの。

【原文】（二）申请人相关材料，包括：

【訳文】（2）申請者の関連資料。次に掲げるものを含む。

【原文】1.营业执照（副本）复印件和支付业务许可证复印件。

【訳文】1.営業許可証（副本）の写し及び支払業務許可証の写し。

【原文】2.无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】2.重大な法令違反がないことに関する資料。直近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約書のほか、重大な法令違反の嫌疑により現に調査を受けておらず、又は是正期間中でないことを説明することができるその他の関連資料を含む。

【原文】3.诚信记录良好材料，含企业征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】3.信用記録が良好であることに関する資料。企業信用報告書（企業征信報告）のほか、信用記録が良好であることを説明することができるその他の関連資料を含む。

【原文】4.备付金安全承诺。

【訳文】4.顧客準備金の安全に関する誓約書。

【原文】5.公司合规经营情况说明，含最近3年经营情况、被投诉举报情况、受到行政处罚或者被采取监管措施情况，以及上述相关问题的整改情况。

【訳文】5.会社のコンプライアンス経営状況の説明書。直近3年間の経営状況、苦情・通報を受けた状況、行政処罰を受け、又は監督管理措置を講じられた状況及び前記の関連問題の是正状況を含む。

【原文】（三）股东会或者其他有权决定机构同意申请人拟变更的决议文件。

【訳文】（3）株主会その他の決定権限を有する機関が申請者の予定する変更に同意した旨の決議文書。

【原文】（四）申请材料真实性声明。

【訳文】（4）申請資料の真実性に関する声明書。

第四十二条

【原文】非银行支付机构申请变更注册资本的，应当符合下列条件：

【訳文】非銀行決済機関が登録資本の変更を申請するときは、次に掲げる条件に適合しなければならない。

【原文】（一）拟变更后的注册资本符合《条例》及本细则有关规定。

【訳文】（1）変更後の予定の登録資本が《条例》及びこの細則の関係規定に適合すること。

【原文】（二）因注册资本变更导致非银行支付机构主要股东和实际控制人变更的，拟变更后的主要股东和实际控制人符合《条例》及本细则有关规定。

【訳文】（2）登録資本の変更により非銀行決済機関の主要株主及び実際の支配者が変更されるときは、変更後の予定の主要株主及び実際の支配者が《条例》及びこの細則の関係規定に適合すること。

【原文】（三）最近3年无重大违法违规记录。

【訳文】（3）直近3年間に重大な法令違反の記録がないこと。

【原文】（四）诚信记录良好。

【訳文】（4）信用記録が良好であること。

【原文】（五）备付金管理机制健全有效。

【訳文】（5）顧客準備金の管理の仕組みが健全かつ有効であること。

第四十三条

【原文】非银行支付机构申请变更注册资本的，应当向住所所在地中国人民银行分支机构提交下列材料：

【訳文】非銀行決済機関が登録資本の変更を申請するときは、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】（一）书面申请，载明申请人基本情况、变更原因、变更方案、变更前后注册资本和股权结构情况等。

【訳文】（1）書面による申請。申請者の基本状況、変更の理由、変更方案、変更前後の登録資本及び持分構成の状況等を記載したもの。

【原文】（二）申请人相关材料，包括：

【訳文】（2）申請者の関連資料。次に掲げるものを含む。

【原文】1.营业执照（副本）复印件和支付业务许可证复印件。

【訳文】1.営業許可証（副本）の写し及び支払業務許可証の写し。

【原文】2.无重大违法违规材料，含最近3年无重大违法违规记录承诺，以及其他能够说明没有因涉嫌重大违法违规正在被调查或者处于整改期间的相关材料。

【訳文】2.重大な法令違反がないことに関する資料。直近3年間に重大な法令違反の記録がない旨の誓約書のほか、重大な法令違反の嫌疑により現に調査を受けておらず、又は是正期間中でないことを説明することができるその他の関連資料を含む。

【原文】 3.诚信记录良好材料，含企业征信报告，以及其他能够说明诚信记录良好的相关材料。

【訳文】 3.信用記録が良好であることに関する資料。企業信用報告書（企業征信報告）のほか、信用記録が良好であることを説明することができるその他の関連資料を含む。

【原文】 4.备付金安全承诺。

【訳文】 4.顧客準備金の安全に関する誓約書。

【原文】 5.公司合规经营情况说明，含最近3年经营情况、被投诉举报情况、受到行政处罚或者被采取监管措施情况，以及上述相关问题的整改情况。

【訳文】 5.会社のコンプライアンス経営状況の説明書。直近3年間の経営状況、苦情・通報を受けた状況、行政処罰を受け、又は監督管理措置を講じられた状況及び前記の関連問題の是正状況を含む。

【原文】 （三）股东会或者其他有权决定机构同意申请人拟变更的决议文件。

【訳文】 （3）株主会その他の決定権限を有する機関が申請者の予定する変更に同意した旨の決議文書。

【原文】 （四）拟增加注册资本的，应当提供资金来源说明。

【訳文】 （4）登録資本を増加させる予定であるときは、資金の出所に関する説明を提供しなければならない。

【原文】 （五）申请材料真实性声明。

【訳文】 （5）申請資料の真実性に関する声明書。

第四十四条

【原文】非银行支付机构同时涉及多项变更事项的，应当按照《条例》及本细则有关规定一次性提出申请。多项变更事项涉及相同申请材料的，非银行支付机构无需重复提交。

【訳文】非銀行決済機関が同時に複数の変更事項に係るときは、《条例》及びこの細則の関係規定に従って一括して申請を提出しなければならない。複数の変更事項に同一の申請資料に係るときは、非銀行決済機関は、重複して提出することを要しない。

【原文】多项变更事项同时涉及由中国人民银行和中国人民银行的分支机构决定的，由中国人民银行的分支机构受理、初步审查后报中国人民银行审查、决定。

【訳文】複数の変更事項に中国人民銀行が決定するもの及び中国人民銀行の分支機構が決定するものが同時に含まれるときは、中国人民銀行の分支機構が受理し、初步審査を行った後、中国人民銀行に報告して審査及び決定を受ける。

第四十五条

【原文】非银行支付机构申请变更本细则第二十一条第一款第一项至第四项事项，系统重要性非银行支付机构申请变更本细则第二十一条第一款第五项事项的，中国人民银行的分支机构应当自受理申请之日起初步审查，并将非银行支付机构变更申请材料、行政许可受理通知书和初步审查意见报送中国人民银行。中国人民银行自中国人民银行的分支机构受理申请之日起3个月内作出批准或者不予批准的决定。

【訳文】非銀行決済機関がこの細則第21条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更を申請する場合及びシステム上重要な非銀行決済機関がこの細則第21条第1項第5号に掲げる事項の変更を申請する場合には、中国人民銀行の分支機構は、申請を受理した日から初步審査を行い、非銀行決済機関の変更申請資料、行政许可受理通知書及び初步審査意見を中国人民銀行に送付しなければならない。中国人民銀行は、中国人民銀行の分支機構が申請を受理した日から3か月以内に、承認する旨又は承認しない旨の決定をする。

【原文】非系统重要性非银行支付机构申请变更本细则第二十一条第一款第五项事项的，中国人民银行的分支机构应当自受理申请之日起3个月内作出批准或者不予批准的决定，并及时将决定抄报中国人民银行。

【訳文】システム上でない非銀行決済機関がこの細則第21条第1項第5号に掲げる事項の変更を申請するときは、中国人民銀行の分支機構は、申請を受理した日から3か月以内

に承認する旨又は承認しない旨の決定をし、かつ、遅滞なく決定の写しを中国人民銀行に報告しなければならない。

【原文】非银行支付机构申请变更本细则第二十一条第一款第六项事项的，中国人民银行分支机构应当自受理申请之日起 1 个月内作出批准或者不予批准的决定，并及时将决定抄报中国人民银行。

【訳文】非銀行決済機関がこの細則第 21 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更を申請するときは、中国人民銀行の分支機構は、申請を受理した日から 1 か月以内に承認する旨又は承認しない旨の決定をし、かつ、遅滞なく決定の写しを中国人民銀行に報告しなければならない。

【原文】非银行支付机构同时涉及多项变更事项的，适用较长审查期限。

【訳文】非銀行決済機関が同時に複数の変更事項に係るときは、より長い審査期限を適用する。

第四十六条

【原文】非银行支付机构应当根据准予行政许可决定及时办理变更事项，于变更完成后 10 日内向中国人民银行的分支机构书面报告完成情况。

【訳文】非銀行決済機関は、行政許可をする旨の決定に従って遅滞なく変更事項を処理し、変更完了後 10 日以内に中国人民銀行の分支機構に完了の状況を書面で報告しなければならない。

【原文】非银行支付机构未能根据准予行政许可决定在 90 日内办理变更事项的，应当将未变更原因、后续工作安排等情况书面报告中国人民银行的分支机构。未书面报告或者报告理由不充分的，中国人民银行的分支机构可以区别不同情形采取约谈、责令整改等措施。

【訳文】非銀行決済機関が行政許可をする旨の決定に従って 90 日以内に変更事項を処理することができなかったときは、変更していない理由、今後の作業予定等の状況を中国人民銀行の分支機構に書面で報告しなければならない。書面で報告せず、又は報告の理由が十分でないときは、中国人民銀行の分支機構は、異なる事情を区別して面談（約談）、是正命令等の措置を講ずることができる。

第 3 節 終了（第三节 终止）

第四十七条

【原文】非银行支付机构申请终止支付业务的，应当向住所所在地中国人民银行分支机构提交下列材料：

【訳文】非銀行決済機関が支払業務の終了を申請するときは、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】（一）书面申请，载明公司基本情况、支付业务开展情况、拟终止支付业务类型和终止原因等。

【訳文】（1）書面による申請。会社の基本状況、支払業務の展開状況、終了予定の支払業務の種類及び終了の理由等を記載したもの。

【原文】（二）营业执照（副本）复印件和支付业务许可证复印件。

【訳文】（2）営業許可証（副本）の写し及び支払業務許可証の写し。

【原文】（三）股东会或者其他有权决定机构同意申请人拟终止支付业务的决议文件。

【訳文】（3）株主会その他の決定権限を有する機関が申請者の予定する支払業務の終了に同意した旨の決議文書。

【原文】（四）支付业务终止方案。

【訳文】（4）支払業務終了方案。

【原文】中国人民银行的分支机构依法受理符合要求的申请，自受理申请之日起 20 日内初步审查完毕，并将申请材料 and 初步审查意见报送中国人民银行。中国人民银行自收到中国人民银行的分支机构报送的申请材料 and 初步审查意见之日起 20 日内，作出批准或者不予批准的决

定。准予终止的，非银行支付机构应当按相关规定完成支付业务终止工作，交回支付业务许可证。

【訳文】中国人民銀行の分支機構は、法に従って要件に適合する申請を受理し、申請を受理した日から 20 日以内に初步審査を終え、申請資料及び初步審査意見を中国人民銀行に送付する。中国人民銀行は、中国人民銀行の分支機構から送付された申請資料及び初步審査意見を受領した日から 20 日以内に、承認する旨又は承認しない旨の決定をする。終了を許可したときは、非銀行決済機関は、関係規定に従って支払業務の終了作業を完了し、支払業務許可証を返納しなければならない。

第四十八条

【原文】本细则第四十七条所称支付业务终止方案应当包括下列内容：

【訳文】この細則第 47 条にいう支払業務終了方案には、次に掲げる内容を含めなければならない。

【原文】（一）支付业务终止整体安排。

【訳文】（1）支払業務終了の全体的な段取り。

【原文】（二）支付业务的资金和信息承接方情况，以及申请人与承接方关联关系说明。

【訳文】（2）支払業務の資金及び情報の承継者の状況並びに申請者と承継者との関連関係の説明。

【原文】（三）支付业务终止公告内容和公告方式。

【訳文】（3）支払業務終了の公告の内容及び公告の方法。

【原文】（四）用户合法权益保障方案。

【訳文】（4）利用者の合法的權益の保障方案。

【原文】（五）支付业务信息处理方案。

【訳文】（5）支払業務情報の処理方案。

【原文】（六）重大和突发事件应急预案。

【訳文】（6）重大事件及び突発事件の応急対応計画。

【原文】（七）与承接方签订的支付业务信息、用户身份资料和交易记录移交协议，备付金承接协议。

【訳文】（7）承継者と締結した支払業務情報、利用者の身元資料及び取引記録の移管契約並びに顧客準備金の承継契約。

【原文】用户合法权益保障方案应当包含对用户知情权、隐私权和选择权的保护措施，明确告知用户终止支付业务的原因、停止受理用户委托支付业务的时间、拟终止支付业务的后续安排；明确用户身份资料和交易记录的接收机构、移交安排、销毁方式和监督安排；明确备付金处理方案。

【訳文】利用者の合法的權益の保障方案には、利用者の知る権利、プライバシー権及び選択権の保護措置を含め、支払業務を終了する理由、利用者から委託された支払業務の受付を停止する時期及び終了予定の支払業務に係る事後の段取りを利用者に明確に告知し、利用者の身元資料及び取引記録の受領機関、移管の段取り、廃棄方法及び監督の段取りを明確にし、並びに顧客準備金の処理方案を明確にしなければならない。

【原文】支付业务信息处理方案，应当明确支付业务信息的接收机构、移交安排、销毁方式和监督安排。

【訳文】支払業務情報の処理方案においては、支払業務情報の受領機関、移管の段取り、廃棄方法及び監督の段取りを明確にしなければならない。

第4節 許可証及び支店等の管理（第四节 许可证及分支机构管理）

第四十九条

【原文】非银行支付机构应当在经营场所显著位置公示支付业务许可证原件。非银行支付机构有官方网站的，还应当在官方网站主页显著位置公示其支付业务许可证的影像信息。

【訳文】非銀行決済機関は、営業場所の見やすい位置に支払業務許可証の原本を掲示しなければならない。非銀行決済機関が公式ウェブサイトを持するときは、公式ウェブサイトのトップページの見やすい位置にその支払業務許可証の画像情報を掲示しなければならない。

【原文】非银行支付机构分支机构应当在经营场所显著位置公示加盖法人公章的支付业务许可证复印件。

【訳文】非銀行決済機関の支店等は、営業場所の見やすい位置に法人の公印を押印した支払業務許可証の写しを掲示しなければならない。

第五十条

【原文】支付业务许可证因不可抗力灭失、损毁的，非银行支付机构应当自其确认支付业务许可证灭失、损毁之日起10日内，采取下列一种或者多种方式连续公告3日：

【訳文】支払業務許可証が不可抗力により滅失し、又は毀損したときは、非銀行決済機関は、支払業務許可証の滅失又は毀損を確認した日から10日以内に、次に掲げる方法の一つ又は複数により、連続して3日間公告しなければならない。

【原文】（一）在住所所在地省级有影响力的报刊上公告。

【訳文】（1）住所所在地の省級の影響力のある新聞・雑誌に公告する。

【原文】（二）在非银行支付机构官方网站上公告。

【訳文】（2）非銀行決済機関の公式ウェブサイトに公告する。

【原文】（三）其他有效便捷的公告方式。

【訳文】（3）その他の有効かつ簡便な公告方法。

【原文】公告发出日期以最后张贴或者刊登日期为准。公告的具体内容应当包括公告事由、机构名称、住所、联系电话、声明原支付业务许可证作废等。公告的知晓范围应当至少覆盖非银行支付机构的经营地域范围。

【訳文】公告の発出日は、最後に掲示し、又は掲載した日を基準とする。公告の具体的な内容には、公告の事由、機関の名称、住所、連絡先電話番号、原支払業務許可証が無効である旨の声明等を含めなければならない。公告の周知範囲は、少なくとも非銀行決済機関の経営地域範囲を網羅しなければならない。

第五十一条

【原文】非银行支付机构应当自公告支付业务许可证灭失、损毁结束之日起10日内持已公告材料向住所所在地中国人民银行分支机构重新申领支付业务许可证。

【訳文】非銀行決済機関は、支払業務許可証の滅失又は毀損の公告が終了した日から10日以内に、公告済みの資料をもって住所所在地の中国人民銀行の分支機構に支払業務許可証の再交付を申請しなければならない。

【原文】中国人民银行的分支机构自收到申请材料之日起10日内完成初步审核，并将申请材料 and 初步审核意见报送中国人民银行。中国人民银行自收到中国人民银行的分支机构报送的相关材料之日起20日内为非银行支付机构补发支付业务许可证。

【訳文】中国人民銀行の分支機構は、申請資料を受領した日から10日以内に初步審査を完了し、申請資料及び初步審査意見を中国人民銀行に送付する。中国人民銀行は、中国人民銀行の分支機構から送付された関係資料を受領した日から20日以内に、非銀行決済機関に支払業務許可証を再交付する。

第五十二条

【原文】非银行支付机构支付业务许可证要素发生变化的，应当向住所所在地中国人民银行的分支机构申请换发支付业务许可证。

【訳文】非銀行決済機関の支払業務許可証の記載事項（要素）に変更が生じたときは、住所所在地の中国人民銀行の分支機構に支払業務許可証の書換交付を申請しなければならない。

【原文】中国人民银行的分支机构自收到申请材料之日起10日内完成初步审核，并将申请材料和初步审核意见报送中国人民银行。中国人民银行自收到中国人民银行的分支机构报送的相关材料之日起20日内为非银行支付机构换发支付业务许可证。

【訳文】中国人民銀行の分支機構は、申請資料を受領した日から10日以内に初步審査を完了し、申請資料及び初步審査意見を中国人民銀行に送付する。中国人民銀行は、中国人民銀行の分支機構から送付された関係資料を受領した日から20日以内に、非銀行決済機関に支払業務許可証を書換交付する。

第五十三条

【原文】非银行支付机构根据《条例》第十二条设立分支机构的，应当分别向非银行支付机构法人及其分支机构住所所在地中国人民银行的分支机构备案，并提交下列材料：

【訳文】非銀行決済機関が《条例》第12条に基づき支店等を設立するときは、非銀行決済機関である法人及びその支店等の住所所在地の中国人民銀行の分支機構にそれぞれ届出をし、かつ、次に掲げる資料を提出しなければならない。

【原文】（一）非银行支付机构法人的法定代表人签署的书面报告，包括分支机构名称、公司治理架构、拟从事的支付业务类型等。

【訳文】（1）非銀行決済機関である法人の法定代表者が署名した書面による報告。支店等の名称、会社のガバナンス構造、従事する予定の支払業務の種類等を含むもの。

【原文】（二）加盖法人公章的支付业务许可证复印件。

【訳文】（2）法人の公印を押印した支払業務許可証の写し。

【原文】（三）分支机构营业执照（副本）复印件。

【訳文】（3）支店等の営業許可証（副本）の写し。

【原文】（四）分支机构住所和管理人员相关材料。

【訳文】（4）支店等の住所及び管理職員に関する資料。

【原文】非银行支付机构分支机构备案材料发生变更的，应当在变更完成后10日内向法人及其分支机构住所所在地中国人民银行的分支机构更换备案材料。

【訳文】非銀行決済機関の支店等の届出資料に変更が生じたときは、変更完了後10日以内に、法人及びその支店等の住所所在地の中国人民銀行の分支機構に対し届出資料を差し替えなければならない。

【原文】非银行支付机构分支机构拟在其备案地终止已备案的所有或者部分支付业务的，应当于终止支付业务前向法人和分支机构住所所在地中国人民银行的分支机构报告。

【訳文】非銀行決済機関の支店等がその届出地において届出済みの支払業務の全部又は一部を終了する予定であるときは、支払業務を終了する前に、法人及び支店等の住所所在地の中国人民銀行の分支機構に報告しなければならない。

第五十四条

【原文】本细则对行政许可程序未作规定的事项，适用法律、行政法规和中国人民银行关于行政许可的相关规定。

【訳文】この細則が行政許可の手續について規定していない事項については、法律、行政法規及び行政許可に関する中国人民銀行の關係規定を適用する。

第3章 支払業務規則（第三章 支付业务规则）

第五十五条

【原文】《条例》所称储值账户运营分为储值账户运营Ⅰ类和储值账户运营Ⅱ类；支付交易处理分为支付交易处理Ⅰ类和支付交易处理Ⅱ类。

【訳文】《条例》にいう蓄積型口座運営は、蓄積型口座運営Ⅰ類及び蓄積型口座運営Ⅱ類に区分し、支払取引処理は、支払取引処理Ⅰ類及び支払取引処理Ⅱ類に区分する。

【原文】（一）原《非金融机构支付服务管理办法》规定的互联网支付，或者同时开展原《非金融机构支付服务管理办法》规定的互联网支付和移动电话支付（固定电话支付、数字电视支付）的，归入储值账户运营Ⅰ类。支付业务许可证登记的业务类型对应调整为储值账户运营Ⅰ类。

【訳文】（1）原《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》に規定するインターネット支払、又は原《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》に規定するインターネット支払及び携帯電話支払（固定電話支払、デジタルテレビ支払）を同時に行うものは、蓄積型口座運営Ⅰ類に分類する。支払業務許可証に登録された業務類型は、これに対応して蓄積型口座運営Ⅰ類に調整する。

【原文】（二）原《非金融机构支付服务管理办法》规定的预付卡发行与受理、预付卡受理归入储值账户运营Ⅱ类，经营地域范围不变。支付业务许可证登记的业务类型对应调整为储值账户运营Ⅱ类（经营地域范围）、储值账户运营Ⅱ类（仅限于线上实名支付账户充值）、储值账户运营Ⅱ类（仅限于经营地域范围预付卡受理）。

【訳文】（2）原《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》に規定するプリペイドカードの発行及び受付並びにプリペイドカードの受付は、蓄積型口座運営Ⅱ類に分類し、経営地域範囲は変更しない。支払業務許可証に登録された業務類型は、これに対応して蓄積型口座運営Ⅱ類（経営地域範囲）、蓄積型口座運営Ⅱ類（オンラインの实名支払口座へのチャージに限る。）又は蓄積型口座運営Ⅱ類（経営地域範囲内のプリペイドカードの受付に限る。）に調整する。

【原文】（三）原《非金融机构支付服务管理办法》规定的银行卡收单归入支付交易处理Ⅰ类，经营地域范围不变。支付业务许可证登记的业务类型对应调整为支付交易处理Ⅰ类（经营地域范围）。

【訳文】（3）原《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》に規定する銀行カードのアクワイアリングは、支払取引処理Ⅰ類に分類し、経営地域範囲は変更しない。支払業務許可証に登録された業務類型は、これに対応して支払取引処理Ⅰ類（経営地域範囲）に調整する。

【原文】（四）仅开展原《非金融机构支付服务管理办法》规定的移动电话支付、固定电话支付、数字电视支付，不开展互联网支付的，归入支付交易处理Ⅱ类。支付业务许可证登记的业务类型对应调整为支付交易处理Ⅱ类。

【訳文】（4）原《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》に規定する携帯電話支払、固定電話支払又はデジタルテレビ支払のみを行い、インターネット支払を行わないものは、支払取引処理Ⅱ類に分類する。支払業務許可証に登録された業務類型は、これに対応して支払取引処理Ⅱ類に調整する。

第五十六条

【原文】《条例》所称合规管理制度、内部控制制度、业务管理制度、风险管理制度应当全面、完整反映法律、行政法规、中国人民银行规章和规范性文件的监管规定。

【訳文】《条例》にいうコンプライアンス管理制度、内部統制制度、業務管理制度及びリスク管理制度は、法律、行政法規並びに中国人民銀行の規章及び規範性文書の監督管理上の規定を全面的かつ完全に反映しなければならない。

第五十七条

【原文】《条例》所称突发事件应急预案应当包括下列内容：

【訳文】《条例》にいう突発事件応急対応計画には、次に掲げる内容を含めなければならない。

【原文】（一）支付业务系统连续性保障应急预案。

【訳文】（1）支払業務システムの継続性保障に係る応急対応計画。

【原文】（二）备付金风险应急预案。

【訳文】（2）顧客準備金のリスクに係る応急対応計画。

【原文】（三）用户信息泄露风险应急预案。

【訳文】（3）利用者情報の漏えいリスクに係る応急対応計画。

【原文】（四）其他可能危及非银行支付机构正常经营，损害用户合法权益的风险事件应急预案。

【訳文】（4）その他の非銀行決済機関の正常な経営を脅かし、利用者の合法的権益を損なうおそれのあるリスク事象に係る応急対応計画。

第五十八条

【原文】《条例》所称用户权益保障机制，是指保障用户财产安全权、知情权、自主选择权、公平交易权、受尊重权、信息安全权等基本权利的内控制度和工作机制。

【訳文】《条例》にいう利用者権益保障の仕組みとは、利用者の財産の安全に関する権利、知る権利、自主的選択権、公正取引権、尊重を受ける権利、情報の安全に関する権利等の基本的権利を保障する内部統制制度及び業務の仕組みをいう。

【原文】用户权益保障机制包括用户信息安全保护机制、重要信息披露机制、投诉处理机制、损失赔付机制、支付业务终止过程中用户权益保障方案等。

【訳文】利用者権益保障の仕組みには、利用者情報の安全保護の仕組み、重要情報の開示の仕組み、苦情処理の仕組み、損失補償の仕組み、支払業務の終了過程における利用者権益保障方案等を含む。

【原文】中国人民银行及其分支机构按照法定职责和监管权限依法接收转办或者办理非银行支付机构用户投诉、信访、举报事项。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、法定の職責及び監督管理権限に従い、法に従って非銀行決済機関の利用者の苦情、陳情（信訪）及び通報に係る事項を受け付けて移送し、又は処理する。

第五十九条

【原文】根据《条例》第二十八条，非银行支付机构净资产最低限额以备付金日均余额为计算依据，采取超额累退方式按照下列标准确定：

【訳文】《条例》第28条に基づき、非銀行決済機関の純資産の最低限度額は、顧客準備金の日平均残高を算定の基礎とし、超過累退方式を採用して次に掲げる基準に従い確定する。

【原文】（一）备付金日均余额不超过 500 亿元人民币的部分，按照 5% 计算。

【訳文】（1）顧客準備金の日平均残高のうち人民元 500 億元以下の部分については、5% で計算する。

【原文】（二）备付金日均余额超过 500 亿元人民币至 2000 亿元人民币的部分，按照 4% 计算。

【訳文】（2）顧客準備金の日平均残高のうち人民元 500 億元を超え人民元 2000 億元までの部分については、4% で計算する。

【原文】（三）备付金日均余额超过 2000 亿元人民币至 5000 亿元人民币的部分，按照 3% 计算。

【訳文】（3）顧客準備金の日平均残高のうち人民元 2000 億元を超え人民元 5000 億元までの部分については、3% で計算する。

【原文】（四）备付金日均余额超过 5000 亿元人民币至 10000 亿元人民币的部分，按照 2% 计算。

【訳文】（4）顧客準備金の日平均残高のうち人民元 5000 億元を超え人民元 1 兆元（10000 億元）までの部分については、2% で計算する。

【原文】（五）备付金日均余额超过 10000 亿元人民币的部分，按照 1% 计算。

【訳文】（5）顧客準備金の日平均残高のうち人民元 1 兆元（10000 億元）を超える部分については、1% で計算する。

【原文】非银行支付机构净资产最低限额应当不低于按照本条第一款第一项至第五项规定计算的加总值。

【訳文】非銀行決済機関の純資産の最低限度額は、この条第1項第1号から第5号までの規定に従って計算した額の合計を下回ってはならない。

【原文】中国人民银行可以根据支付市场发展实际，动态调整前款比例的具体数值。

【訳文】中国人民銀行は、支払市場の発展の実情に応じて、前項の比率の具体的な数値を動的に調整することができる。

第六十条

【原文】系统重要性非银行支付机构应当根据中国人民银行有关规定，结合业务规模等因素，满足附加要求。

【訳文】システム上重要な非銀行決済機関は、中国人民銀行の関係規定に従い、業務規模等の要素を考慮して、追加的な要件を満たさなければならない。

【原文】系统重要性非银行支付机构管理办法由中国人民银行另行制定。

【訳文】システム上重要な非銀行決済機関の管理弁法は、中国人民銀行が別に定める。

第六十一条

【原文】非银行支付机构应当对用户身份资料自业务关系结束后或者一次性交易结束后至少保存5年，对交易记录自交易结束后至少保存5年。

【訳文】非銀行決済機関は、利用者の身元資料を業務関係の終了後又は一回限りの取引の終了後少なくとも5年間保存し、取引記録を取引の終了後少なくとも5年間保存しなければならない。

【原文】司法机关正在调查的可疑交易或者违法犯罪活动涉及用户身份资料和交易记录，且相关调查工作在前款规定的最低保存期届满时仍未结束的，非银行支付机构应当将其保存至调查工作结束。

【訳文】司法機関が調査中の疑わしい取引又は違法犯罪活動に利用者の身元資料及び取引記録が関係し、かつ、関係する調査業務が前項に定める最低保存期間の満了時になお終了して

いないときは、非銀行決済機関は、調査業務が終了するまでこれを保存しなければならない。

【原文】法律、行政法规对用户身份资料和交易记录有更长保存期限要求的，从其规定。

【訳文】法律又は行政法規が利用者の身元資料及び取引記録についてより長い保存期間を要求しているときは、その規定に従う。

第六十二条

【原文】非银行支付机构调整支付业务的收费项目或者收费标准的，原则上应当至少于调整施行前30个自然日，在经营场所、官方网站、公众号等醒目位置，业务办理途径的关键节点，对新的支付业务收费项目或者收费标准进行持续公示，在办理相关业务前确认用户知悉、接受调整后的收费项目或者收费标准，做好协议换签或者补签等相关工作，并保留用户同意的记录。

【訳文】非銀行決済機関が支払業務の料金項目又は料金基準を調整するときは、原則として、少なくとも調整の施行の30暦日前までに、営業場所、公式ウェブサイト、公式アカウント（公众号）等の目立つ位置及び業務取扱経路の重要な段階において、新たな支払業務の料金項目又は料金基準を継続して公示し、関係業務を取り扱う前に利用者が調整後の料金項目又は料金基準を了知し、かつ、受け入れたことを確認し、契約の再締結又は追加締結等の関係作業を適切に行い、並びに利用者の同意の記録を保存しなければならない。

第4章 監督管理（第四章 監督管理）

第六十三条

【原文】《条例》第四十一条、第四十三条所列事项报告程序和要求适用中国人民银行关于非银行支付机构重大事项报告、网络安全风险和事件报告管理的有关规定。

【訳文】《条例》第41条及び第43条に掲げる事項の報告手続及び要件については、非銀行決済機関の重大事項の報告並びにネットワークセキュリティのリスク及びインシデントの報告の管理に関する中国人民銀行の関係規定を適用する。

第六十四条

【原文】非银行支付机构变更法定代表人、住所（同省、自治区、直辖市）、公司章程的，应当在变更完成后10日内向住所所在地中国人民银行的分支机构报告。报告材料包括变更报告、变更后的公司章程和营业执照（副本）复印件等。

【訳文】非銀行決済機関が法定代表者、住所（同一の省、自治区又は直轄市内におけるもの）又は会社定款を変更したときは、変更完了後10日以内に住所所在地の中国人民銀行の分支機構に報告しなければならない。報告資料には、変更報告書、変更後の会社定款及び営業許可証（副本）の写し等を含む。

【原文】非银行支付机构变更受益所有人的，应当在变更完成后10日内向住所所在地中国人民银行的分支机构报告。

【訳文】非銀行決済機関が実質的支配者を変更したときは、変更完了後10日以内に住所所在地の中国人民銀行の分支機構に報告しなければならない。

【原文】上市非银行支付机构变更非主要股东的，应当于每季度初10日内向住所所在地中国人民银行的分支机构报告。其他非银行支付机构变更非主要股东的，应当在变更完成后10日内向住所所在地中国人民银行的分支机构报告。

【訳文】上場している非銀行決済機関が主要株主以外の株主を変更したときは、各四半期の初めの10日以内に住所所在地の中国人民銀行の分支機構に報告しなければならない。その他の非銀行決済機関が主要株主以外の株主を変更したときは、変更完了後10日以内に住所所在地の中国人民銀行の分支機構に報告しなければならない。

【原文】非银行支付机构应当对变更事项的合法性、真实性、有效性负责，积极配合中国人民银行的分支机构开展股权穿透式监管，不得瞒报、虚报、漏报。中国人民银行的分支机构对非银行支付机构变更事项存在疑问的，可以要求非银行支付机构补充说明。

【訳文】非銀行決済機関は、変更事項の適法性、真実性及び有効性について責任を負い、中国人民銀行の分支機構が行う株式の透視型監督管理（穿透式監管）に積極的に協力しなければならない。報告の隠蔽、虚偽の報告又は報告漏れをしてはならない。中国人民銀行の分支機構は、非銀行決済機関の変更事項に疑問があるときは、非銀行決済機関に補充説明を求めることができる。

第六十五条

【原文】中国人民银行的分支机构应当加强属地管理，对非银行支付机构股权实施持续监管和穿透式监管，及时掌握对非银行支付机构经营管理可能产生重大影响的非主要股东或者受益所有人变化情况，防范非主要股东或者受益所有人通过一致行动安排等方式规避监管。

【訳文】中国人民銀行の分支機構は、属地管理を強化し、非銀行決済機関の株式について継続的な監督管理及び透視型監督管理を実施し、非銀行決済機関の経営管理に重大な影響を及ぼすおそれのある主要株主以外の株主又は実質的支配者の変化の状況を適時に把握し、主要株主以外の株主又は実質的支配者が共同行為の取決め（一致行動の取決め）等の方法により監督管理を回避することを防止しなければならない。

第六十六条

【原文】中国人民银行及其分支机构应当加强非银行支付机构行政许可事项办理过程记录，完善非银行支付机构行政许可事项案卷管理制度，妥善保存非银行支付机构行政许可材料、审查记录、核实记录和相关证据材料等。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、非銀行決済機関の行政許可事項の処理過程の記録を強化し、非銀行決済機関の行政許可事項に係る案件記録の管理制度を整備し、非銀行決済機関の行政許可資料、審査記録、事実確認記録及び関連する証拠資料等を適切に保存しなければならない。

第六十七条

【原文】中国人民银行及其分支机构按照中国人民银行关于执法检查的相关规定，依法对非银行支付机构实施现场检查和非现场检查。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、法執行検査に関する中国人民銀行の関係規定に従い、法に従って非銀行決済機関に対し現場検査及び非現場検査を実施する。

第六十八条

【原文】《条例》所称擅自设立非银行支付机构、从事或者变相从事支付业务，是指未经中国人民银行批准，根据用户提交的电子支付指令转移货币资金等情形，以及中国人民银行在有关业务规则中认定的其他情形。

【訳文】《条例》にいう非銀行決済機関を無断で設立し、又は支払業務に従事し、若しくは形を変えて従事することとは、中国人民銀行の承認を受けずに、利用者が提出した電子支払指図に基づき貨幣資金を移転する等の行為及び中国人民銀行が関係する業務規則において認定するその他の行為をいう。

第5章 法律責任（第五章 法律责任）

第六十九条

【原文】非银行支付机构违反《条例》有关规定的，中国人民银行及其分支机构可以依据《条例》进行处罚。

【訳文】非銀行決済機関が《条例》の関係規定に違反したときは、中国人民銀行及びその分支機構は、《条例》に基づき処罰をすることができる。

第七十条

【原文】未经依法批准，擅自设立非银行支付机构、从事或者变相从事支付业务的，中国人民银行指导中国人民银行的分支机构依法予以取缔。中国人民银行及其分支机构可以依据《条例》进行处罚。涉嫌构成犯罪的，依法移送司法机关追究刑事责任。

【訳文】法に従った承認を受けずに、無断で非銀行決済機関を設立し、又は支払業務に従事し、若しくは形を変えて従事したときは、中国人民銀行は、中国人民銀行の分支機構を指導して法に従いこれを取り締まらせる。中国人民銀行及びその分支機構は、《条例》に基づき処罰をすることができる。犯罪を構成する嫌疑があるときは、法に従って司法機関に移送し、刑事責任を追及する。

第七十一条

【原文】非银行支付机构主要股东、控股股东、实际控制人违反《条例》有关规定的，中国人民银行及其分支机构可以依据《条例》进行处罚。

【訳文】非銀行決済機関の主要株主、支配株主又は実際の支配者が《条例》の関係規定に違反したときは、中国人民銀行及びその分支機構は、《条例》に基づき処罰をすることができる。

第七十二条

【原文】非银行支付机构违反本细则第五十九条规定的，中国人民银行及其分支机构可以依据《条例》第四十九条第二项规定进行处罚。

【訳文】非銀行決済機関がこの細則第59条の規定に違反したときは、中国人民銀行及びその分支機構は、《条例》第49条第2号の規定に基づき処罰をすることができる。

第6章 附則（第六章 附則）

第七十三条

【原文】《条例》施行前已按照有关规定设立的非银行支付机构，应当在过渡期结束前达到《条例》及本细则关于非银行支付机构设立条件以及净资产与备付金日均余额比例的规定。其他规定自本细则施行之日起执行。

【訳文】《条例》の施行前に関係規定に従って既に設立された非銀行決済機関は、経過期間の終了前に、非銀行決済機関の設立条件並びに純資産と顧客準備金の日平均残高との比率に関する《条例》及びこの細則の規定を満たさなければならない。その他の規定は、この細則の施行の日から執行する。

【原文】各非银行支付机构的过渡期为本细则施行之日起至其支付业务许可证有效期截止日，过渡期不满12个月的，按12个月计。

【訳文】各非銀行決済機関の経過期間は、この細則の施行の日からその支払業務許可証の有効期間の満了日までとし、経過期間が12か月に満たないときは、12か月として計算する。

第七十四条

【原文】《条例》施行之日起，各类支付业务规则暂沿用预付卡、网络支付、条码支付、银行卡收单等现行制度规定。中国人民银行现行制度文件中涉及非银行支付机构支付业务类型的有关规定，按本细则第五十五条规定的对应关系调整后执行。

【訳文】《条例》の施行の日から、各種の支払業務規則については、当面、プリペイドカード、ネットワーク支払、バーコード支払、銀行カードのアクワイアリング等に関する現行の制度上の規定を引き続き適用する。中国人民銀行の現行の制度文書のうち非銀行決済機関の

支払業務の類型に係る関係規定は、この細則第55条に定める対応関係に従って調整した上で執行する。

第七十五条

【原文】《条例》所称主要股东，是指出资额占非银行支付机构资本总额10%以上或者其持有的股份占非银行支付机构股本总额10%以上的股东；以及出资额或者持有股份的比例虽然不足10%，但对非银行支付机构经营管理有重大影响的股东。

【訳文】《条例》にいう主要株主とは、出資額が非銀行決済機関の資本総額の10%以上を占め、若しくはその保有する株式が非銀行決済機関の株式資本総額の10%以上を占める株主又は出資額若しくは保有株式の比率が10%に満たないものの非銀行決済機関の経営管理に重大な影響を及ぼす株主をいう。

【原文】前款所称重大影响，包括通过协议，向非银行支付机构派驻董事、监事或者高级管理人员，或者以其他方式影响非银行支付机构的财务和经营管理决策，以及中国人民银行认定的其他情形。

【訳文】前項にいう重大な影響には、契約により非銀行決済機関に取締役、監査役若しくは高級管理職を派遣し、又はその他の方法により非銀行決済機関の財務及び経営管理の意思決定に影響を及ぼすこと並びに中国人民銀行が認定するその他の場合を含む。

【原文】本细则中的“日”均为工作日，“月”均为自然月，“以上”均含本数或者本级。

【訳文】この細則における「日」はいずれも営業日とし、「月」はいずれも暦月とし、「以上」はいずれも当該数又は当該級を含む。

【原文】本细则所称合并主体，是指整体承接其他一家或者多家非银行支付机构支付业务并继续持有支付业务许可证的非银行支付机构。

【訳文】この細則において合併主体とは、他の一又は複数の非銀行決済機関の支払業務を一体として承継し、かつ、引き続き支払業務許可証を保有する非銀行決済機関をいう。

【原文】本细则所称被合并主体，是指合并后注销支付业务许可证并解散的非银行支付机构。

【訳文】 この細則において被合併主体とは、合併後に支払業務許可証を抹消し、かつ、解散する非銀行決済機関をいう。

【原文】 本细则所称持证主体，是指分立后持有支付业务许可证并继续开展支付业务的非银行支付机构。

【訳文】 この細則において許可証保有主体とは、分割後に支払業務許可証を保有し、かつ、引き続き支払業務を行う非銀行決済機関をいう。

【原文】 本细则所称净资产，是指非银行支付机构经会计师事务所审计的财务会计报告上所载的上一年度末净资产数值。

【訳文】 この細則において純資産とは、会計師事務所の監査を経た非銀行決済機関の財務会計報告に記載された前年度末の純資産の数値をいう。

【原文】 本细则所称备付金日均余额，是指最近1个自然年度（1月1日至12月31日）内非银行支付机构每个自然日日终备付金余额的平均值。

【訳文】 この細則において顧客準備金の日平均残高とは、直近1暦年（1月1日から12月31日まで）における非銀行決済機関の各暦日の終業時の顧客準備金残高の平均値をいう。

第七十六条

【原文】 本细则由中国人民银行解释。

【訳文】 この細則は、中国人民銀行が解釈する。

第七十七条

【原文】 本细则自发布之日起施行。《非金融机构支付服务管理办法》（中国人民银行令〔2010〕第2号发布）、《非金融机构支付服务管理办法实施细则》（中国人民银行公告〔2010〕第17号公布）同时废止。

【訳文】 この細則は、公布の日から施行する。《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》（中国人民银行令〔2010〕第2号により発布）及び《非金融機関の支払サービスの管

2026年10月5日/中崎隆（弁護士）

理に関する弁法の実施細則》（中国人民银行公告〔2010〕第17号により公布）は、同時に
廃止する。